

農業土木工事施工管理基準

(令和4年10月)

長崎県農林部農村整備課

農業土木工事施工管理基準

目 次

第1項	農業土木工事施工管理基準	3	4	農道工事	81
第2項	直接測定による出来形管理		5	水路トンネル工事	82
1	共通工事	6	6	水路工事	82
2	ほ場整備工事	12	7	河川及び排水路工事	82
3	農用地造成工事	13	8	管水路工事	83
4	農道工事	15	9	畑かん施設工事	84
5	水路トンネル工事	20	10	橋梁工事	84
6	水路工事	22	11	橋梁下部工事	84
7	河川及び排水路工事	25	12	法面保護工事	85
8	管水路工事	27	13	暗渠排水工事	85
9	畑かん施設工事	41	14	フィルダム工事	85
10	橋梁工事	42	15	頭首工事	86
11	橋梁下部工事	44	16	海岸河川工事	86
12	法面保護工事	47	17	ため池工事	86
13	暗渠排水工事	50			
14	フィルダム工事	51	第4項	品質管理	
15	頭首工事	53	1	コンクリート関係	88
16	海岸河川工事	54	2	土質関係	92
17	ため池工事	55	3	石材関係	97
			4	アスファルト関係	98
別表	ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ	57	5	コンクリート2次製品及び鋼材関係	101
			6	その他の2次製品	103
第3項	撮影記録による出来形管理（工事写真によるその他の管理を含む）	62			
○	写真管理基準	63	第5項	施工管理記録様式	104
○	デジタル写真管理情報基準	64			
○	撮影基準表	72	第6項	参考資料	143
▽	撮影基準表（共通）	72			
▽	品質管理写真撮影基準表	73			
▽	出来形管理写真撮影基準表	78			
1	共通工事	78			
2	ほ場整備工事	80			
3	農用地造成工事	81			

第1項 農業土木施工管理基準

農業土木工事施工管理基準

第1 目 的

この農業土木工事施工管理基準(以下「管理基準」という。)は、農業土木工事を施工するに当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

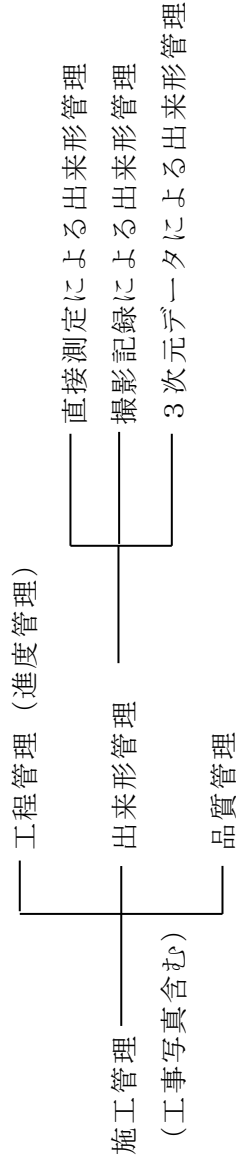
第2 適 用

この管理基準は、長崎県農林部農村整備課が実施する土木工事を請負により施工する場合に適用するもので、この管理基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

本管理基準に定める J I S 規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合にあっては当該最新の規格を適用するものとする。

第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



1. 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式(ネットワーク方式、バーチャート方式等)により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

2. 直接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定(以下「出来形測定」という。)し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

3. 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階(区切り)及び施工の進行過程が確認できるよう、写真管理基準に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

4. 3次元データによる出来形管理

3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)」の「第2章 土工編」、「第3章 ほ場整備編」及び「第4章 舗装工事編」の「第2出来形管理及び監督・検査の要領」により実施するものとし、記載の無い項目については本基準により実施する。

5. 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施(以下「試験等」という。)し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

第4 施工管理の実施

1. 施工管理責任者

受注者は、工事着手前に施工管理責任者を定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基準に従い適正な管理を実施しなければならぬ。

2. 施工管理項目

施工管理は、第2項「直接測定による出来形管理」、第3項「撮影記録による出来形管理」、第4項「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。

3. 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもと保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

なお、提出様式は第5項「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとする。

4. 施工管理上の留意点

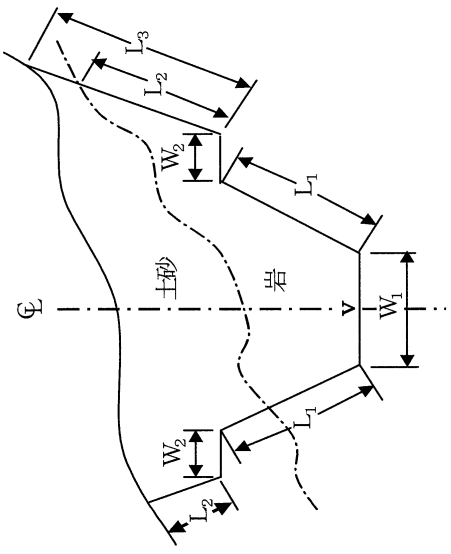
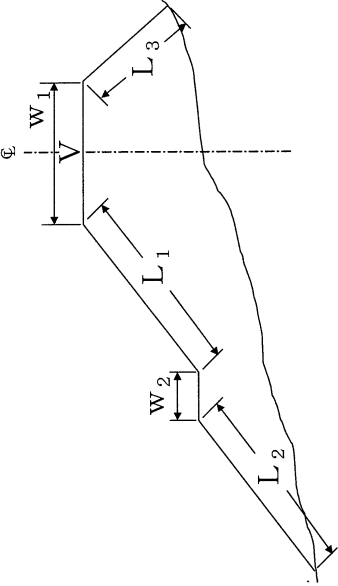
- (1) 完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるように、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
 - (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督職員の承諾を得て、型枠建込時の測定値にすることができるとする。
 - (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあつては、規格値を併せて記載するものとする。
 - (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
 - (5) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きき場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。
- #### 5. 検査(完成・既済部分)時の提出内容
- 受注者は、完成検査、既済部分検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。
- #### 6. その他
- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障がない場合はこの限りでない。
 - (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。
 - (3) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。
 - (4) 安全管理、仮設等について、施工管理の手段として用いる工事写真は、写真管理

基準により撮影し、監督職員の請求に対し直ちに指示できるよう適切な管理のもとに保管し、完成時までに提出しなければならない。

第5. 用語の定義

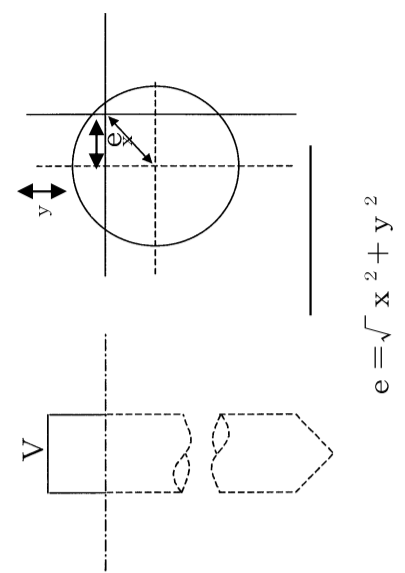
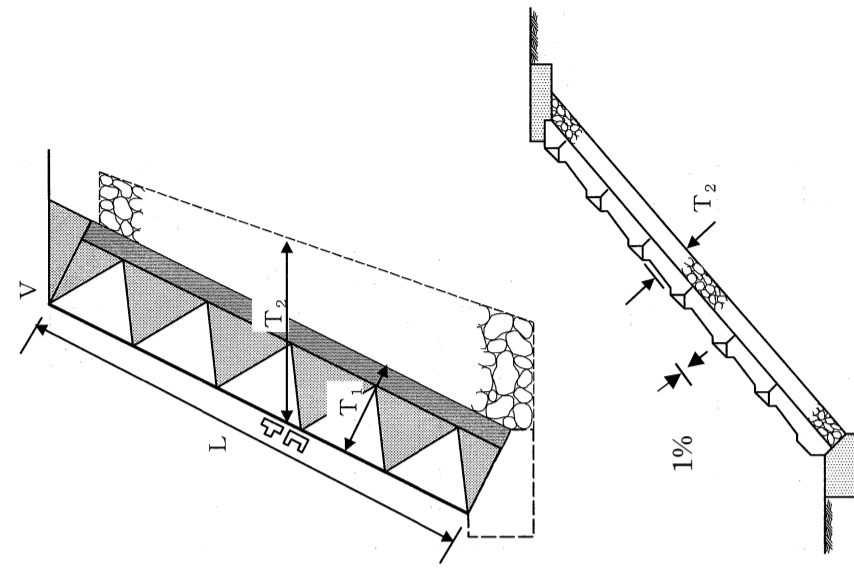
規 格 値……………規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内にならなければならない。

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準
掘削	基準高 (V)	⊕ 100	線的なものについては 施工延長おおむね50m につき1箇所割合で測 定する。 上記未満は2箇所測定す る。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
	幅 (W)	基準幅、小段幅等 ⊖ 150	
	法長 (L)	法長5m未満 ⊖ 200 " 5m以上 ⊖ 4%	
	施工延長	⊖ 200	
盛土	基準高 (V)	⊕ 100	上記と同一。
	幅 (W)	天端幅、小段幅等 ⊖ 150	
	法長 (L)	法長5m未満 ⊖ 100 " 5m以上 ⊖ 2%	
	施工延長	⊖ 200	

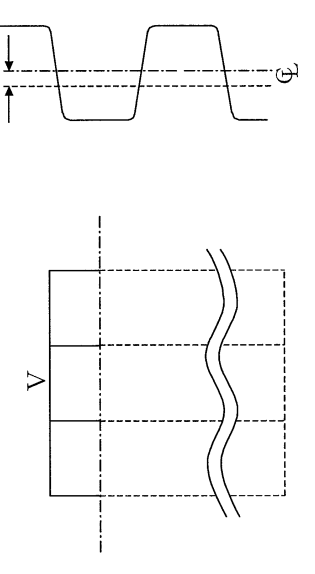
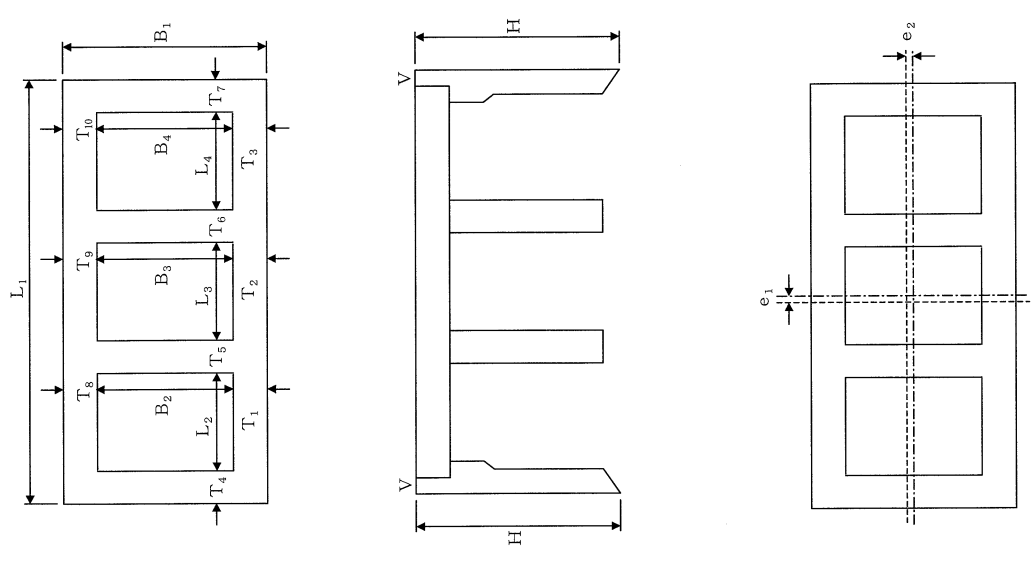
管理方式	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要
同上	同上	同上	同上		余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。
同上	同上	同上			

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準
1 石積み	基準高 (V)	⊕ 65 ⊖ 40	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。
	厚さ (T ₁)	石面より裏込コンクリート背面まで	
共 通	厚さ (T ₂)	⊖ 50	上記未満は2箇所測定する。 厚さ (T ₁ 、T ₂) の測定は各々、法長2m未満は1箇所 (おおむねL/2)、2m以上は2箇所 (おおむねL/3、2/3L) 測定することを原則とする。
	石張り	石面より裏込材料背面まで	
工 事	コンクリートプロック張り	⊖ 100	箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。
	河川護岸は除く	法長2m未満 ⊖ 40 " 2m以上 ⊖ 75	
基礎杭打工	施工延長	⊖ 0.1%、ただし延長10m未満 ⊖ 50 10m以上50m未満 ⊖ 100 50m以上200m未満 ⊖ 200	
	凹 凸	法長の1% (コンクリートプロック積みのみ)	
基礎杭打工 木杭 プレキャスト コンクリート杭 鋼管杭 場所打杭 深礎杭	基準高 (V)	⊕ 75 ⊖ 45	重要構造物は全数、それ以外は施工本数20本当たり1本測定し、20本未満は2本測定する。支持杭については打止り沈下量を全数測定する。
	場所打杭⊕	45	
	深礎杭 ⊖	45	
	偏心 (e)	別表ア参照	
	深礎杭	深礎杭 150	

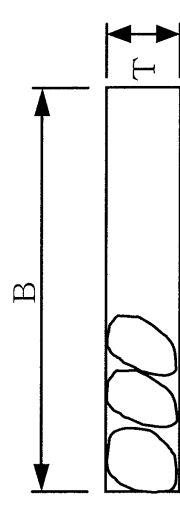
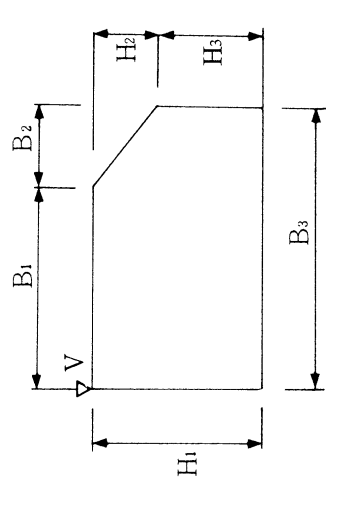
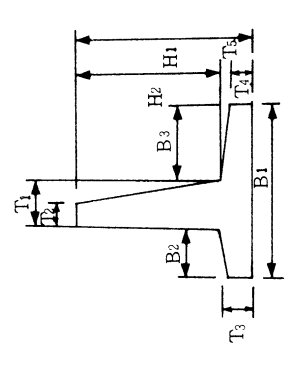
管理方式	測定箇所標準図		摘 要
	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	基礎コンクリートはコンクリート基礎を適用する。法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。
結果一覧表によるもの (様式3-1)	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所の単位及び施工延長	法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。
構造図に朱記、併記するもの	—	—	場所打杭とは、オーグレーション工法、リバース工法、アースドリル工法とする。



工 種	項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準
1 共 通 工 事	矢板打工 (矢板護岸を 含む)	基準高 (V) ⊕ 45 中心線のズレ (e) ⊕ 100 施工延長 ⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	線的なものについては施工延長おおむね20m につき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
	オーブンケーソン	基準高 (V) ⊕ 100 幅 (B) ⊖ 50 厚さ (T) ⊖ 20 高さ (H) ⊖ 100 長さ (L) ⊖ 50 偏位 (e) 300	構造図の寸法標示箇所を測定する。 幅、厚さ、長さについては1ロット毎に測定す る。

管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
	結果一覧表 によるもの (様式3- 1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
基準高、中 心線のズレ で20点以上 のもの	左記のもの で20点未 満のもの及 び施工延長	左記のもの で箇所単位 のもの		中心線のズレ は中心線より 右を⊕左を⊖ とする。 指定仮設は基 準高等が明記 されたもの。
—	構造図に朱 記、併記す ることが困 難なもの	基準高、厚 さ、幅、高 さ、長さ、偏 位		

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準
1 共通工事	厚さ (T)	栗石基礎、砕石基礎、砂基礎 均しコンクリート ⊖ 50 ⊖ 20	線的なものについては施工延長お おむね50mにつき1箇所割合で測 定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構造 図の寸法標示箇所を測定する。
	幅 (B)	栗石基礎、砕石基礎 ⊖ 200 砂基礎、均しコンクリート ⊖ 100	
	施工延長	⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100	
	基準高 (V)	⊕ 45	線的な構造物については施工延長お おむね20mにつき1箇所割合で測 定する。 上記未満は2箇所測定する。 箇所単位のものについては適宜構 造図の寸法標示箇所を測定する。
	幅 (B)	⊖ 30	
	厚さ (T)	部材厚30cm未満 ⊖ 20 部材厚30cm以上 ⊖ 25	
	高さ (H)	2m未満 ⊖ 30 2m以上 ⊖ 45	
	施工延長 (又は長さ)	⊖ 0.1%、 ただし延長 2m未満 ⊖ 30 10m " ⊖ 50 50m " ⊖ 100 200m " ⊖ 200	

管理方式	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要
	—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもの で箇所単位のもの		<ul style="list-style-type: none"> 管水路の基礎は「8管水路工事の管体基礎工 (砂基礎等)」による。
	基準高、高さ、幅、高さで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの又は構造図に朱記、併記すること困難なもの及び施工延長	箇所単位 の構造物につ いて、基準 高、厚さ、 幅、高さ	 	

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準
1 共通工事	精度を要するもの 分水工計量部	⊕ 20	構造図の寸法標示箇所を測定する。
	ゲート戸当部	⊕ 10	
	橋台沓部	⊕ 20	
		⊕ 10	
		⊕ 10	
		⊕ 10	
U 字溝 U字フリユーム ベンチフリユーム	基準高 (V)	⊕ 40	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
	中心線のズレ (e)	⊕ 50	
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
土水路	基準高 (V)	指定したとき ⊕ 100	上記と同一。
	幅 (B)	⊖ 75	
	高さ (H)	指定したとき ⊖ 75	
	施工延長	⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400	

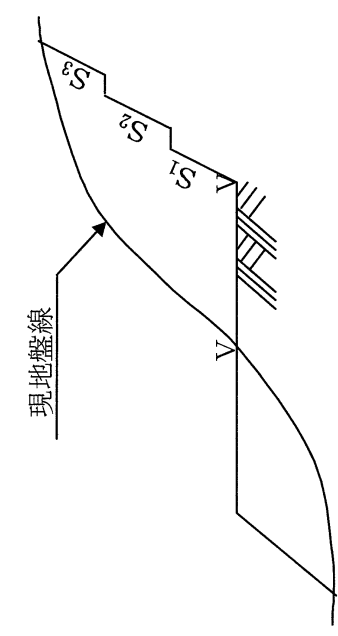
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	管理方式		測定箇所標準図	摘要
	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもの	—		
基準高、幅、高さで20点以上のもの	左記のもの	—		

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
1 鉄筋組立 1 共 通 工 事	かぶり (t)	±φかつ最小かぶり以上 φ：鉄筋径	測定箇所標準図による1スパン(1打設ブロック)毎に測定する。	—	○	—	<p>鉄筋のかぶり(t)の測定位置 (ホックカガバートの例)</p>	1面当たり 4箇所程度 測定する。 同一鉄筋上 での測定は 行わない。
	中心間隔 (b)	±φ φ：鉄筋径		—	—	<p>中心間隔(b)の測定位置 (ホックカガバートの例)</p>	1面当たり 鉄筋10本 程度の間隔 を測定す る。 測定箇所 は、スパン 毎に同じ位 置とならな いように測 定する。	

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準
2 ば 場 整 備 工 事	厚 さ (T)	⊖ 20%	10a 当たり 3 点 以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	基 盤 高 (V)	指 定 し た と き ⊕ 150	10a 当たり 3 点 以上。 (標高測定する)
	均 平 度 (◇)	⊕ 50	
畦 畔 復 旧	幅 (B)	⊖ 50	施 工 延 長 お お ね 200m に つ き 1 箇 所 の 割 合 で 測 定 する。
	高 さ (H)	⊖ 50	施 工 延 長 を 示 さ な い 場 合 は、1 耕 区 に つ き 1 箇 所 の 割 合 で 測 定 する。
道 路 工 (砂 利 道)	幅 (B)	⊖ 150	幹 線 道 路 は、施 工 延 長 50m に つ き 1 箇 所 の 割 合 で 測 定 する。
	厚 さ (T)	⊖ 45	支 線 道 路 は、施 工 延 長 お お ね 200m に つ き 1 箇 所 の 割 合 で 測 定 する。
	施 工 延 長	⊖ 0.2%、 た だ し 延 長 200m 未 満 ⊖ 400	

管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管 理 図 表 に よ る も の (様 式 2-1、2-2)	結 果 一 覧 表 に よ る も の (様 式 3-1)		
厚 さ で 20 点 以 上 の も の	左 記 の も の で 20 点 未 満 の も の		
基 準 高、均 平 度 で 20 点 以 上 の も の	左 記 の も の で 20 点 未 満 の も の		1 基 準 高 は、基 盤 面 の 高 さ と す る。 2 均 平 度 は 表 土 埋 戻 し 後 に 測 定 す る。
高 さ、幅 で 20 点 以 上 の も の	左 記 の も の で 20 点 未 満 の も の		
厚 さ、幅 で 20 点 以 上 の も の	左 記 の も の で 20 点 未 満 の も の 及 び 施 工 延 長		舗 装 を 行 う と き は、「4 農 道 工 事」を 適 用 す る。

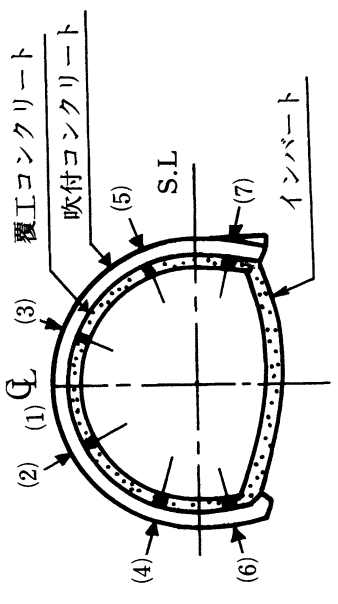
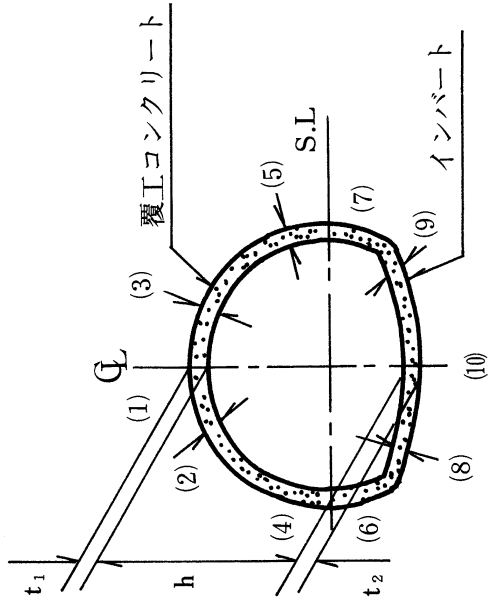
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		
3 農用地造成工事	耕起深耕	果樹 ⊖ 75 野菜 ⊖ 15	おおむねha当たり10箇所測定するほか、つぼ掘り2箇所/ha。	耕起深で20点以上のもの	—		
	テラス (階段畑)	幅 (B) 指定したとき ⊖ 150 耕起幅 指定したとき ⊖ 150 側溝幅 (B ₂) ⊖ 75 側溝幅 (B ₃)	テラス延長おおむね100m当たり1箇所測定する。	法勾配、幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さで20点以上のもの	—		
	道路工 (耕作道)	幅 (B) ⊖ 150 厚さ (T) ⊖ 45 側溝幅 (b) ⊖ 75 側溝高さ (H) 指定したとき ⊖ 75	施工延長おおむね100m当たり1箇所測定する。	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さで20点以上のもの	—		
	土壌改良	pH測定 指定したとき ⊕ 0.5	おおむね50a 当たり1箇所 (深さ15cm) 改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法…46農地C第311号参照)	pH測定で20点以上のもの	—		地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。

工 種	項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
3 農 用 地 造 成 工 事	基準高 (V)	指定したとき ⊕ 300	基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。(測定間隔はおおむね40m)	基準高、法勾配で20点以上のもの	左記のものです で20点未満のもの	—		切土部のみ対象とする。
	法勾配 (S)	指定したとき ⊕ 1分		基準高、法勾配で20点以上のもの	左記のものです で20点未満のもの	—		

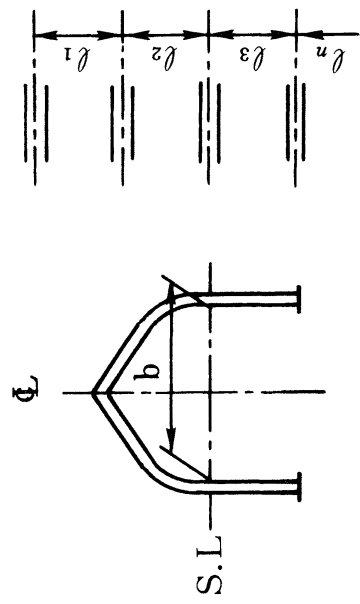
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		
4 農道工事	路 盤 工	基準高 (V)	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	下層路盤 ⊕ 50	-		コア採取について 橋面舗装等で コア採取により 床版等に損傷を 与える恐れがあ る場合は、他の 方法によること ができる。 ※品質管理ア スファルト(3)舗 設現場参照
		幅 (B)		左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	-		
		厚さ (T)		平坦性は舗 装調査・試験 法による	-		
		中心線のズレ (e)			-		
		施工延長			-		
		幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの			-		
コンクリート舗装 工	幅	幅 (B)	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	下層路盤 ⊖ 50	-	<p>Tと(T)は、ちどりに コア採取 ◇は、コア採取位置</p>	コア採取について 橋面舗装等で コア採取により 床版等に損傷を 与える恐れがあ る場合は、他の 方法によること ができる。 ※品質管理ア スファルト(3)舗 設現場参照
		厚さ (T)		左記のもの で20点未満 のもの及び 施工延長	-		
		中心線のズレ (e)			-		
		施工延長			-		
		幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの			-		
		平坦性は舗装調査・試験法による			-		
コンクリート舗装 工	厚 さ	厚 さ (T)	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	コンクリート舗装 ⊖ 10	-	<p>Tと(T)は、ちどりに コア採取 ◇は、コア採取位置</p>	コア採取について 橋面舗装等で コア採取により 床版等に損傷を 与える恐れがあ る場合は、他の 方法によること ができる。 ※品質管理ア スファルト(3)舗 設現場参照
		中心線のズレ (e)		アスファルト舗装 各層 ⊖ 10 全層 ⊖ 15	-		
		施工延長		中心線のズレ (e)	⊕ 50		
		幅、厚さ、中心線のズレで20点以上のもの		施工延長	⊖0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		
		平坦性は舗装調査・試験法による		平坦性は1車線につき1測線全延長中心線に平行に測定する。	As舗装 3mプロファイル メータ標準偏差 σ = 2.4mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75mm以内 Co舗装 標準偏差 σ = 2.0mm以内		

工 種	項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
4 農道工事	幅 (B)	○ 100	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	幅、厚さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		
	厚さ (T)	○ 45						
	施工延長	○ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ○ 100						

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		
4 道路トンネル 農道工事	支保工	幅 (b) ⊖ 70 間隔 (l) ⊕ 75	幅、間隔は全基数について測定する。支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	-	-		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
	コンクリート覆工	基準高(V) ⊕ 50 幅 (B) ⊖ 70 巻厚 (T) ⊖ 50 高さ (H) ⊖ 70 中心線のズレ (e) 直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150 施工延長 ⊖ 0.1%、ただし延長150m未満 ⊖ 150	<p>1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>2. 巻厚</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。</p> <p>3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p>	-	-		

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		
4 道路トンネル (NATM) 農道工事	支保工	幅 (b)	⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	-		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
		間隔 (θ)	⊕ 75		-		
	吹付コンクリート厚 (T)	施工吹付厚 ≧設計吹付厚 ただし、良好な岩盤で 施工端部、突出部等の 特殊な箇所は設計吹付 厚の1/3以上を確保 するものとする。	施工延長50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。	-			
	ロックボルト	位置間隔 (L) 角度 (θ) 深さ (θ) 孔径 (φ)	施工延長50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)	-			
	コンクリート覆工	基準高(V) 幅 (B) 巻厚 (T)	1. 基準高、幅、高さは施工延長50mにつき1箇所測定する。 2. 巻厚 (1)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点を図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。	-	基準高、幅、巻厚、高さ、施工延長		

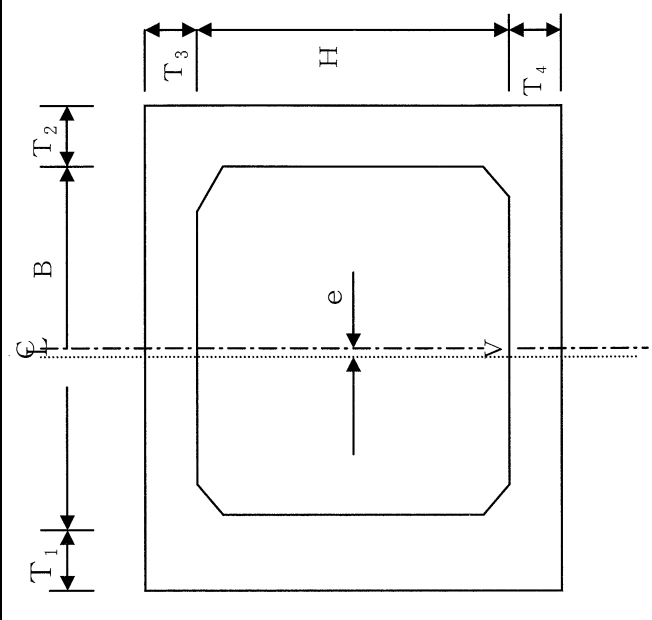
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
4 道路トンネル (NATM) 農道工事	高さ (H) コンクリート覆工	⊖ 50 直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150 ⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	(マ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において図に示す各点で巻厚測定を行う。 (ハ)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。 (ニ)ただし、以下の場合には適用除外とする。 ① 良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ② 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。 ③ 鋼製支保工、ロックボルトの突出。					

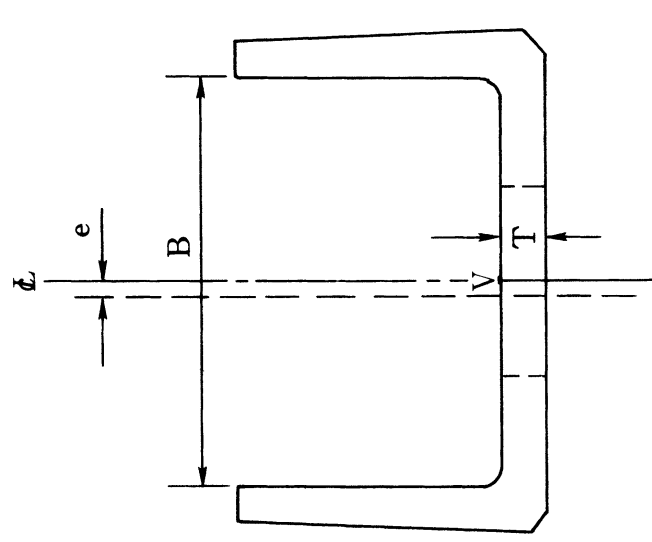
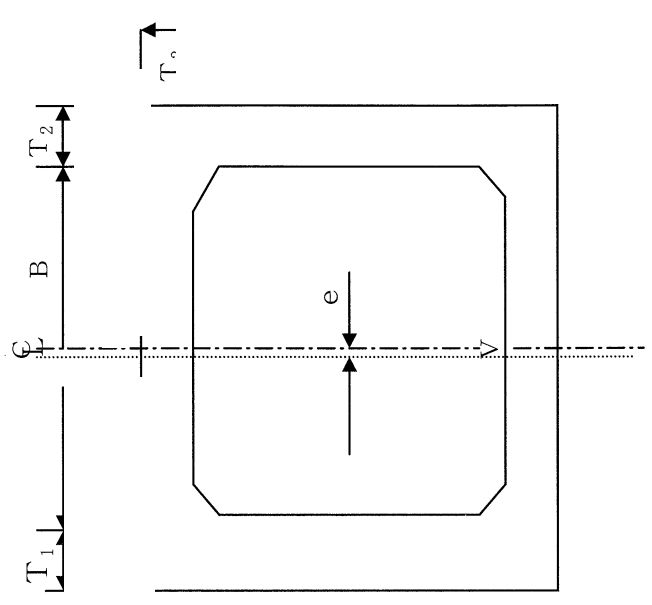
工 種	水路トンネル	支保工	幅 (b) (Bタイプ)	⊖ 0	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直 後及び覆工直前の2回とする。	測定基準	管理図表に よるもの (様式2-1、 2-2)	管理方式 結果一覧表 によるもの (様式3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの	測定箇所標準図	摘 要
	幅 (b) (C、D タイプ)			⊖ 40							
5 水路トンネル工事		間隔 (l)		⊕ 75							<p>破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル (NA TM) を参考とする。</p>

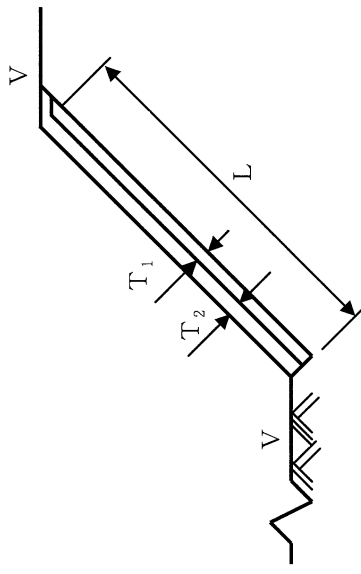
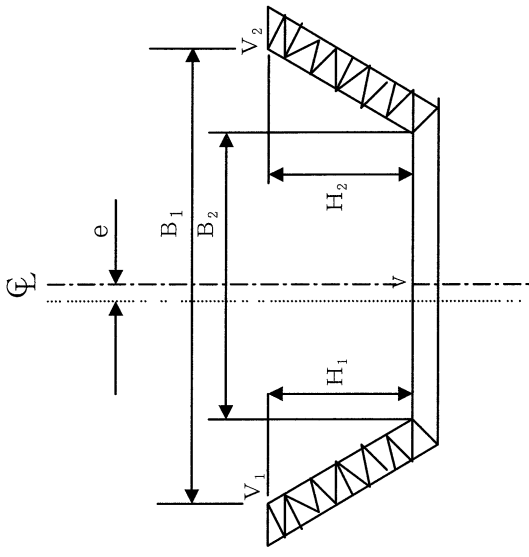
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要		
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)				
5 水路トンネル工事	水路トンネル コンクリート覆工	基準高(V)	⊕ 50	<p>測定基準</p> <p>1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>2. 巻厚</p> <p>(イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①~⑩の各点で測定する。</p> <p>(ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①~⑩の各点で測定する。</p> <p>(ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。</p> <p>ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。</p> <p>3. 中心線のズレ</p> <p>直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p>	<p>管理図表によるもの (様式2-1、2-2)</p> <p>基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上のもの</p>	<p>結果一覧表によるもの (様式3-1)</p> <p>左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長</p>	<p>構造図に朱記、併記するもの</p> <p>—</p>		
		幅 (B)	⊖ 40						

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		
6 水路工事	現場打開水路	基準高 (V)	⊕ 30	<p>基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>なお、中心線のズレ (曲線部) については1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>上記未满是2箇所測定する。</p>	-		<p>スパン長の標準を9mとした場合。</p>
		幅 (B)	⊖ 25				
		厚さ (T)	⊖ 20				
		高さ (H)	⊖ 25				
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100				
		スパン長 (L)	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30				
		施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150				
	現場打サイホン	基準高 (V)	⊕ 50	<p>上記と同一。</p>	-		<p>スパン長の標準を9mとした場合。</p>
		幅 (B)	⊖ 20				
		厚さ (T)	⊖ 20				
高さ (H)	⊖ 20						
中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100						
スパン長 (L)	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30						
施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150						

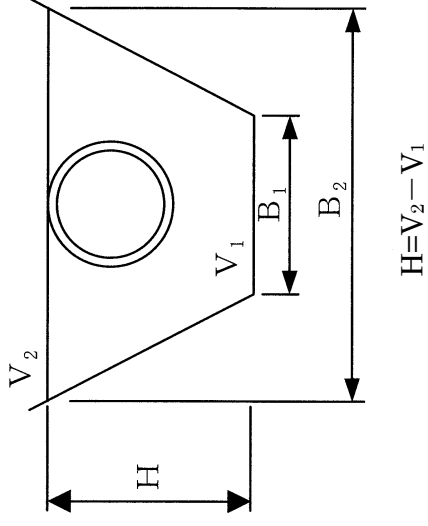
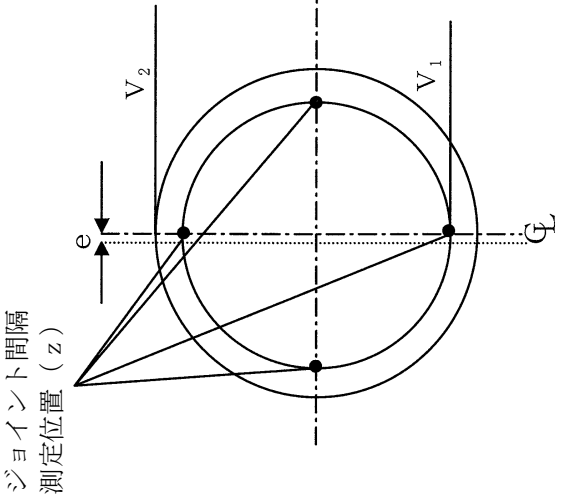
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
6 水路工事	現場打暗渠							
	基準高 (V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。					スパン長の標準を9mとした場合。
	幅 (B)	⊖ 20	中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。					
	厚さ (T)	⊖ 20	なお、中心線のズレ (曲線部) については1スパンにつき1箇所割合で測定する。					
	高さ (H)	⊖ 20	上記未满是2箇所測定する。					
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100						
	スパン長 (L)	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30						
施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未滿 ⊖ 150							

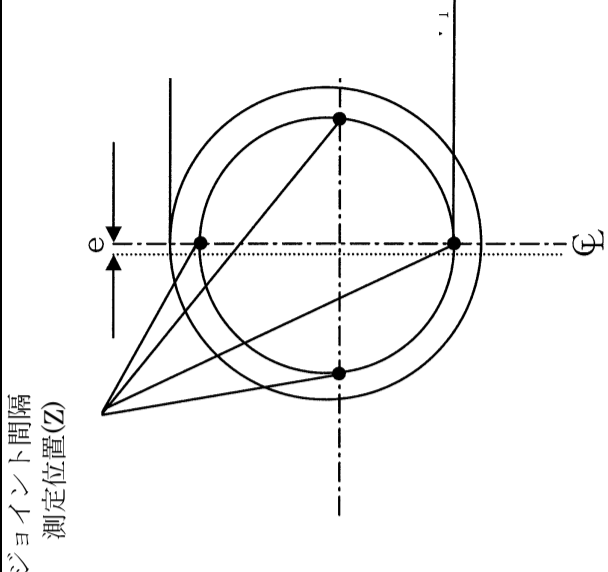
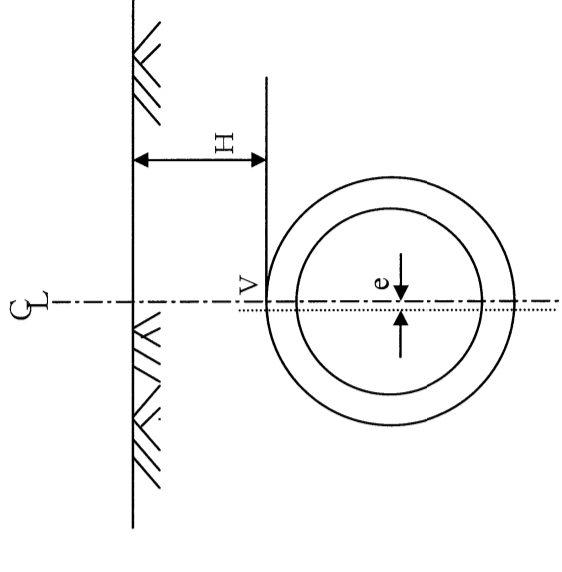


工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
6 水路工事	鉄筋コンクリート大型フレーム	基準高 (V)	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	-	-	幅、厚さはL形水路のみ測定する。	
		幅 (B)	⊖ 25					
鉄筋コンクリートL形水路	厚さ (T)	⊖ 20	中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。	-	-			
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	上記未滿は2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。					
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未滿 ⊖ 150	上記未滿は2箇所測定する。			幅 (B)、厚さ (T) はL形水路のみ測定する。		
ボックスカルバート水路	基準高(V)	⊕ 30	基準高、中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	-	-			
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。					
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未滿 ⊖ 150	上記未滿は2箇所測定する。					

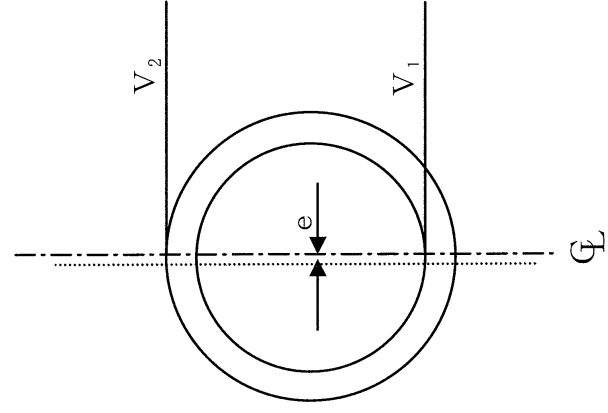
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		
7 河川及び排水路工事	コンクリート 法覆工	基準高 (V) ⊕ 45	<p>施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。</p>	標準高、厚さ、法長で20点以上のもの	—		
	アスファルト 法覆工	厚さ (T) 厚さ10cm未満 ⊖ 20 暑さ10cm以上 ⊖ 30		左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
		法長 (L) 法長2m未満 ⊖ 50 法長 2m以上 ⊖ 100					
		施工延長 ⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150					
コンクリートブロック積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	基準高 (V)	⊕ 50	<p>基準高、中心線のズレ（直線部）については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ（曲線部）についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、高さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。</p>	基準高、幅、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	—		幅、高さは柵渠には適用しない。
	幅 (B)	⊖ 40		左記のもので20点未満のもの及び施工延長			
	高さ (H)	⊖ 40					
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100					
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150					

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)		
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	ライニング水路	⊕ 75	施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。	基準高、幅、 法長で20点 以上のもの	-		布設時の値である。
	連節ブロック	⊖ 75					
	コンクリート マット	法長2m未満 ⊖ 50 法長2m以上 ⊖ 100					
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150					

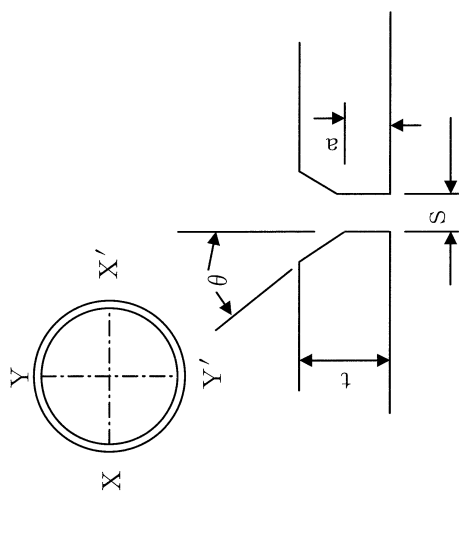
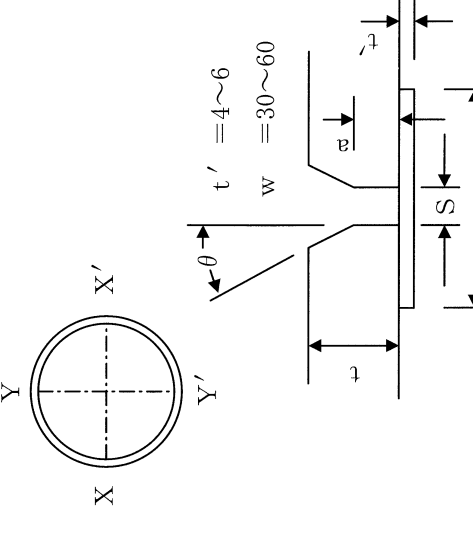
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
8 管水路工事	幅 (B)	⊖ 100	施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	幅、高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-	 <p style="text-align: center;">$H = V_2 - V_1$</p>	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ(H)の管理は、 $V_2 - V_1$ で算出するものとする。
	高さ (H)	⊕ 30						
管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) RC管	基準高 (V)	⊕ 30 ただし破圧地下水のある場合	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-	 <p style="text-align: center;">$H = V_2 - V_1$</p>	Vの測定は管底(V ₁)を原則とし、測定時期は埋戻し、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V ₂)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し完了時点とする。
	中心線のズレ (e)	⊕ 100						
	ジョイント間隔 (z)	別表イ 参照						
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200						

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
8 管 水 路 工 事	基準高 (V)	⊕ 30 ただし、被圧地下水のある場合 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所の場合で測定する。 中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定とする。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	—	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	 <p>ジョイント間隔測定位置(Z)</p> <p>基準高 (V) は、V、V のいずれか一方を測定し管理する。</p>	Vの測定は管底(V)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。ただし、φ350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂()でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。	
		⊕ 100 別表ウ及び別表エ参照						2
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	—	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	—	左記のもので20点未満のもの及び施工延長		
	ジョイント間隔	—	—	—	—	—	—	—
管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	基準高 (V)	⊕ 50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	—	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	—	
	埋設深 (H)	⊖ 50	—	—	—	—	—	
	中心線のズレ (e)	⊕ 120	—	—	—	—	—	
施工延長	—	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 20	—	—	—	—	—	

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
8 管 水 路 工 事	管 水 路 (鋼 管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 種 類 JIS G 3443-2004 (水輸送用塗覆装鋼管) WSP A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A~3500A 塗覆装方法 管 外 面 長寿命形プラスチック被覆又はアスファルト塗覆装 管 内 面 水道用液状エポキシ樹脂塗装とする。 接 合 法 なお、塗覆装方法の詳細は、別表カのとおりとする。 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。					通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。	
	管 布 設	基準高 (V) ⊕ 30 ただし、被圧地下水のある場合 ⊕ 50 中心線のズレ (e) ⊕ 45 施工延長 ⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	基準高、中心線のズレ (直線部) については施工延長おおむね50mにつき1箇所の場合で測定する。 中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		Vの測定は管底(V ₁)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂(V ₂)でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。	
					基準高、中心線のズレで20点以上のもの			

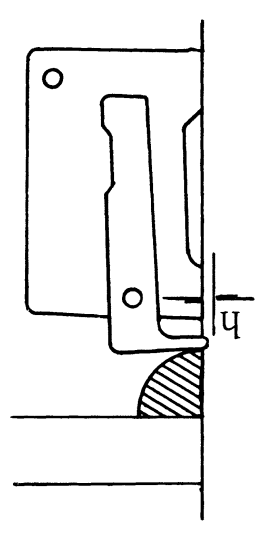
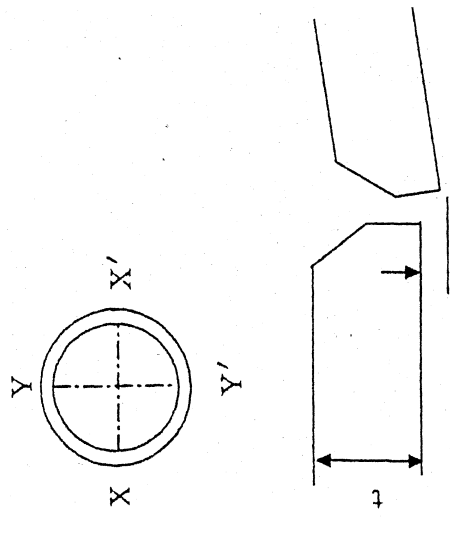


工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
8 管 水 路 工 事	V型開先 (両面溶接)	0~3	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。	ルーツギヤ (s)	ルーツギヤ 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び ベベル角 度、ルーツ フェイス		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
		30~35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	ベベル角度 (θ)				
		≤2.4		ルーツ フェイス (a)				
V型開先 テーパ付き直管 (両面溶接)	ルーツギヤ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定する。	ルーツギヤ (s)	ルーツギヤ 以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び ベベル角 度、ルーツ フェイス		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
		Y, Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50° ≤2.4		ベベル角度 (θ)				
		ルーツ フェイス (a)						

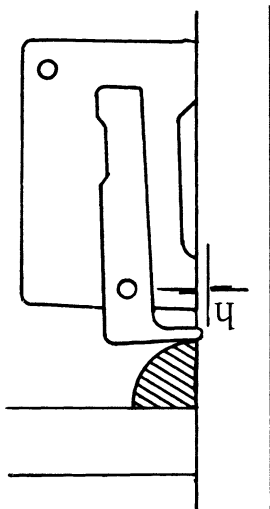
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
8 管 水 路 工 事	ルーツギヤ (s) べべル角度 (θ) ルーツ フェイス (a)	1~4	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。	左記のもの で20点未満 のもの及び べべル角 度、ルーツ フェイス	-		左記によらな い場合は特記 仕様書による ものとする。	
		30~35°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。					
		≤2.4						
V型開先 (片面溶接)	ルーツギヤ (s) べべル角度 (θ) ルーツ フェイス (a)	4以上	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。	左記のもの で20点未満 のもの及び べべル角 度、ルーツ フェイス	-		左記によらな い場合は特記 仕様書による ものとする。	
		22.5~27.5°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。					
		≤2.4						

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
8 管 水 路 工 事	X型開先 (両面溶接)	0~3	溶接箇所10箇所につき 1箇所の割合で測定する。	ルートをギヤップ (s)	ルートのもの で20点未満 のもの及び べベル角 度、ルート フェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
			現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。	べベル角度 (θ_1) (θ_2)	30~35° 40~45°	—		
			ルートをフェイス (a)	2以下	—			
X型開先 テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートをギヤップ (s)	0~3	テーパ付き直管全数を測定する。	ルートをギヤップ以上のもの	左記のもの で20点未満 のもの及び べベル角 度、ルート フェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
				べベル角度 (θ_1) (θ_2)	Y, Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50° Y, Y' : 40~45° X' : 40~60° X : 45~25°	—		
			ルートをフェイス (a)	2以下	—			

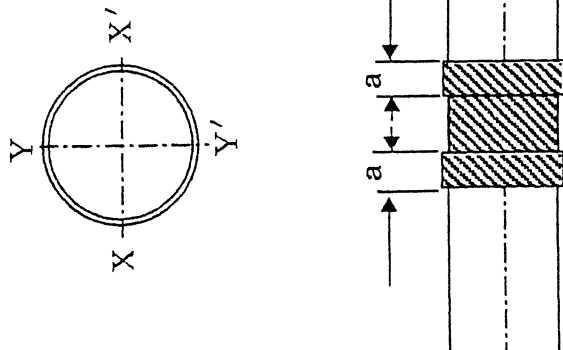
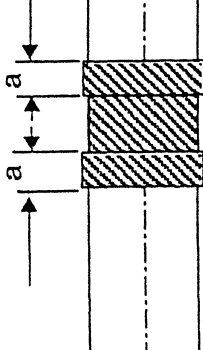
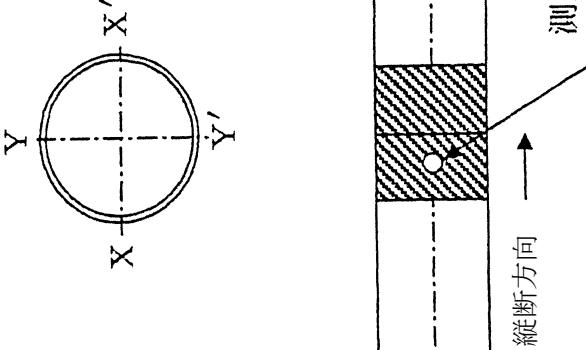
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
8 管 水 路 工 事	目違い (e) 両面溶接 片面溶接	t : 板厚 $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20$ $e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38$ $e \leq 5.0$ $t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 16$ $e \leq 0.25t$ $16 < t \leq 38$ $e \leq 4.0$	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。	目違い、余盛高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-		
		余盛高 (h)	t : 板厚 $t \leq 12.7$ $h \leq 3.2$ $t > 12.7$ $h \leq 4.8$					

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)			
8 管水路工事	周継手溶接	アンダカット (h)	<p>$h \geq 0.5$ は不合格。$0.3 < h \leq 0.5$は、1個の長さ30mm (内側)にあつては50mm) を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$は合格。</p>	1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	—	—			
		ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	1箇所毎に全円周を目視により点検する。	—	—			
		その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ピット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。						
	周継手溶接 テーパー付き直管	目違い (e) 両面溶接	<p>t: 板厚</p> <p>$t \leq 6$ $e \leq 1.5$ $6 < t \leq 20$ $e \leq 0.25t$ $20 < t \leq 38$ $e \leq 5.0$</p>	テーパー付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	目違い、余盛り高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
8 管水路工事	周継手溶接テーパ ^パ 余盛高 (h) 付き直管	t : 板厚 $t \leq 12.7$ $h \leq 3.2$ $t > 12.7$ $h \leq 4.8$ ただし、 $h = (h_1 + h_2) / 2$						
	すみ肉溶接	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で -1.0mmまでは認める。 指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の長さの5%以下で -0.5mmまでは認める。	溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸 念のある部分はゲージ により点検する。	-	-			

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要	
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)			
8 管 水 路 工 事	すみ肉溶接	アンダカット (h) $0.5 < h < 1.0$ の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものがあってはならない。 $h \geq 1.0$ のアンダカットはあってはならない。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。	-	-	○			
		ピット	ピットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。 しかし直径が1mmを超えるものはあってはならない。						
		ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があってはならない。	溶接線全長にわたって目視により点検する。					
		その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ジグ跡などの欠陥があってはならない。						
	放射線透過試験	別表オの判定基準参照	周継手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特記仕様書による。	-	-	○		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。	
	素地調整	外 観	水分、錆、油等があってはならない。	現場塗装全面を点検する。	-	○			
	エポキシ樹脂塗装	外 観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあってはならない。	現場塗装全面を点検する。	-	○		JIS G 3443-4に準じる。	

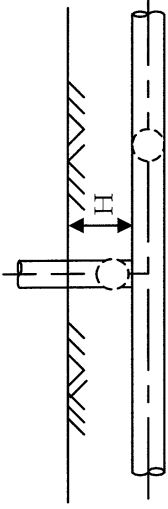
工 種	エポキシ樹脂 塗装	膜 厚	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式	測定箇所標準位置図及び測定要領	摘 要
	8 管 水 路 工 事						
			最低膜厚は、別表カもしくは特別仕様書に規程する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。(天地左右、縦断方向に各3点)	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)
		膜 厚					
		ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。	現場塗装全面を点検する。			
		付着性	付着不良の欠陥があってはならない。				
						電磁微厚計などで測定する。	
						縦断方向 測定箇所 ホリデーターを用いてピンホール検査を行う。	
						標準試験電圧 試験電圧 (DC V) 2,000~2,500	
						柄のついた鋼製両刃のへら(全長約200mm程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。	

工 種	項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 位 置 図 及 び 測 定 要 領	摘 要
				管 理 図 表 に よ る も の (様 式 2-1、2-2)	結 果 一 覧 表 に よ る も の (様 式 3-2)	点 検 表 に よ る も の (様 式 3-3)		
8 管 水 路 工 事	ジョイント コート	焼 損 両端のめくれ ふくれ 工場被覆部と の重ね代(a)	ジョイントコート全数を点検する。 あつてはならない。 有害な欠陥となる大きなめくれがあつてはならない。 ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあつてはならない。 片側50mm以上	—	—	○		
	ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	ジョイントコート全般全面を点検する	—	—	○	<p>ホリデテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は10,000~12,000Vを標準とする。</p> 	
	膜 厚	別表カのとおり1.5mm以上ただし、加熱収縮後の厚さとする。	ジョイントコート施工箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき4点測定する。	膜厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	—	

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要							
				管理図表によるもの (様式3-5)	結果一覧表によるもの (様式3-5)	構造図に朱記、併記するもの									
8 管 水 路 工 事	管 水 路 (埋設とう性管)		管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種				<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <p>① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。</p> <p>② その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。</p> <p>③ ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする。(管天測点となる)</p> <p>④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。</p>								
	ダクタイル鋳鉄管	JIS G5526 (ダクタイル鋳鉄管)													
	鋼 管	JDPA G1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)													
		JIS G3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第一部:直管)													
	強化プラスチック管	WSP A-101 (農業用プラスチック被覆鋼管)													
		JIS A5350 (強化プラスチック複合管)													
		FRPM K1111-2006 (強化プラスチック複合管内圧管ファイラメントワインディング成形法)													
		K2111-2006 (強化プラスチック複合管内圧管遠心力成形法)													
たわみ率	締 固 め 程 度	なし	⊕ 5%	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻し及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻し」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻し時点とする。											
		I	⊕ 5%												
		I 礫質土	⊕ 5%												
		II	⊕ 5%												
				各測定時期で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの	-	<p>管径900mm以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p> <p>締固め程度は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>締固めの程度</td> <td>仕上り程度</td> </tr> <tr> <td>締固めなし</td> <td>締まった状態を指し、いわゆる膨軟状態ではない。</td> </tr> <tr> <td>締固め I</td> <td>締固め度の85%以上</td> </tr> <tr> <td>締固め II</td> <td>締固め度の90%以上</td> </tr> </table> <p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100$ (%) $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R: 管厚中心直径 t: 管厚</p>	締固めの程度	仕上り程度	締固めなし	締まった状態を指し、いわゆる膨軟状態ではない。	締固め I	締固め度の85%以上	締固め II	締固め度の90%以上
締固めの程度	仕上り程度														
締固めなし	締まった状態を指し、いわゆる膨軟状態ではない。														
締固め I	締固め度の85%以上														
締固め II	締固め度の90%以上														

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準
8 管水路工事	基準高 (V)	⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕100 曲線部 ⊕150	中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖150	上記未满是2箇所測定する。
	たわみ率	⊕ 5%	
シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基準高 (V)	既製管挿入工 ⊕ 30 推進工事 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ (直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。
	中心線のズレ (e)	⊕ 100	中心線のズレ (曲線部) についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。
	ジョイント間隔 (Z)	別表イ、ウ及び別表エ参照	上記未满是2箇所測定する。
	施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	ジョイント間隔については1本毎に測定する。
	たわみ率	⊕ 5%	施工延長おおむね50mにつき1箇所測定する。 上記未满是2箇所測定する。 測定時期は、管据付時、注入完了時とする。

管理方式		測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2 3-4、3-5)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4、3-5)		
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	<p>基準高 (V) は、V₁ を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100(\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R: 管厚中心直径 t: 管厚</p>	Vの測定は管底 (V ₁) を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	<p>ジョイント間隔 測定位置</p> <p>基準高 (V) は、V₁ を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100(\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R: 管厚中心直径 t: 管厚</p>	Vの測定は管底 (V ₁) を原則とし、測定時期は完了時とする。

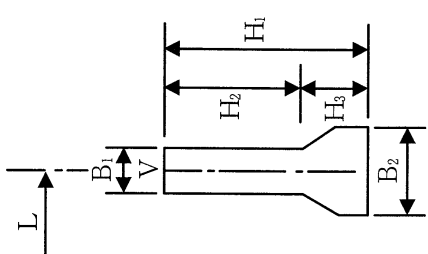
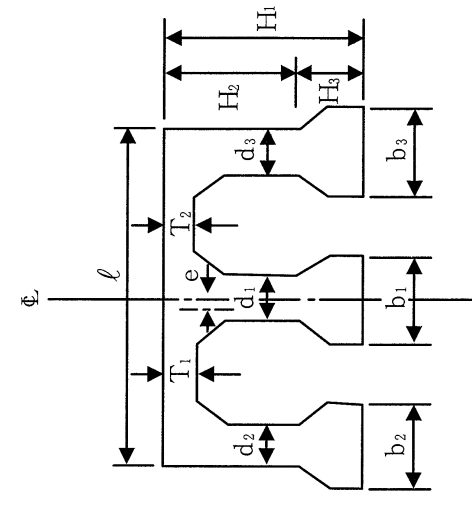
工 種	9	埋設深 (H)	規格値 (mm)	測定基準	管理図表によるもの (様式2-1、2-2) 埋設深で20点以上のもの	管理方式 結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図		摘要
	スプリンクラー									
9 畑かん施設工事										

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
10 橋 梁 工 事	幅 (B)	上幅 (B ₁) ⊕ 10 ⊖ 5	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。 桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレスレンジング後に、全桁数測定する。	構造図に朱記、併記すること が困難なもの	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がり			
		下幅 (B ₂ , B ₃) ⊕ 5						
	高さ (H)	⊕ 10 ⊖ 5						
	桁長 (L)	⊕ 15						
	横方向の最大曲がり (δ) (桁長 10.5m未満)	1.5L-6						
鉄筋コンクリート 床版工	基準高 (V)	⊕ 20	基準高は1径間当たり2箇所 (支点付近) で測定する。	構造図に朱記、併記すること が困難なもの	基準高、幅、厚さ		コンクリート橋に適用する。	
	幅 (B)	⊕ 30	幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね10㎡に1箇所の割合で測定する。					
	厚さ (T)	⊕ 20 ⊖ 10						

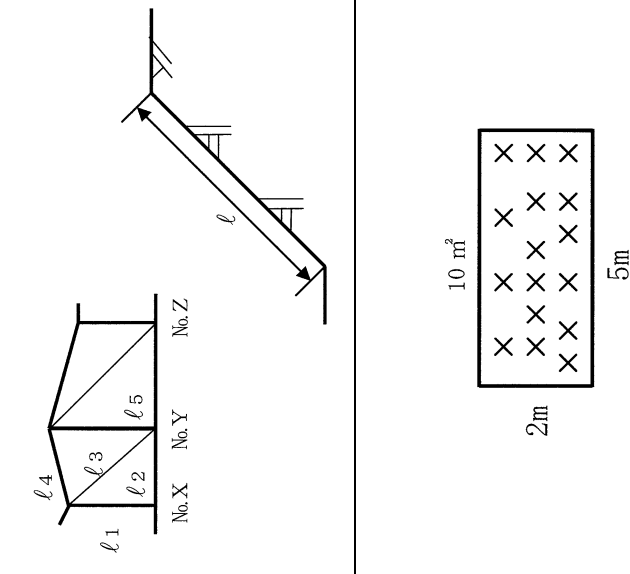
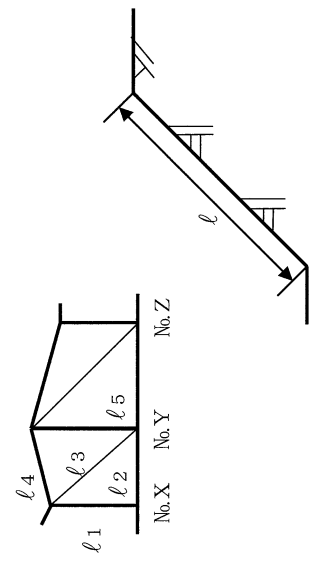
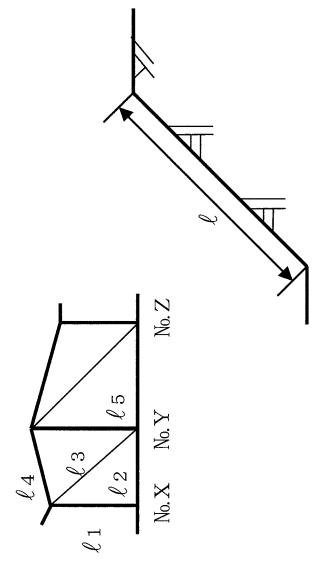
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準
10 鉄筋コンクリート高欄及び地覆工 橋 梁 工 事	高欄幅 (B)	⊖ 20	1径間当たり両端と中央部の両側を測定する。
	高欄高さ (H)	⊖ 30	
	地覆幅 (B)	⊖ 20	
	地覆高さ (H)	⊖ 20	

管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	管理方式		測定箇所標準図	摘 要
	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
-	構造図に朱記、併記することが困難なもの	構造図に朱記、併記するもの		

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 張出式 重力式 半重力式	基準高 (V)	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。	-	構造図に朱記、併記すること困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ	
		天端長 (l1)	± 50					
		敷長 (l2)	± 50					
		天端幅 (B1)	± 20					
		敷幅 (B2)	± 50					
		高さ (H)	± 50					
		橋脚中心間距離 (L)	± 30					
		中心線のズレ (e)	± 50					

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
11 橋 梁 下 部 工 事	橋脚工 (ラーメン式)	基準高 (V)	⊕ 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		
		天端長 (ℓ)	⊖ 20					
		天端幅 (B ₁)	⊖ 20					
		中間幅 (d)	⊖ 20					
	基礎幅 (B ₂ , b)		⊖ 50					
	高さ (H)		⊖ 50					
	厚さ (T)		⊖ 20					
	橋脚中心間距離 (L)		⊕ 30					
	中心線のズレ (e)		⊕ 50					

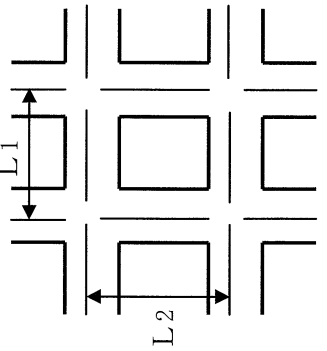
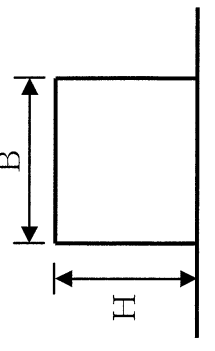
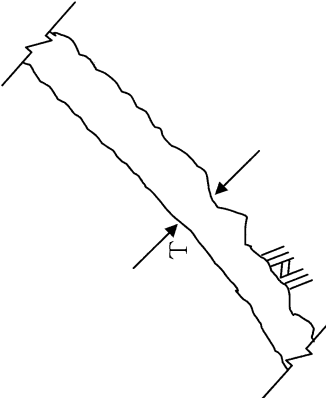
工 種	項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	ラス張 植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定（求積）する。
	人工張芝	ラス張 ϕ 9(D10) \times L=200mm 1.5本/ m^2 以上 ϕ 16(D16) \times L=400mm 0.3本/ m^2 以上 植生マット、繊維ネット 肥料袋付 6本/以上 肥料袋無 3本/以上	ラス張は200 m^2 に1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 植生マット及び繊維ネットは500 m^2 に1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
	アンカー ピン数 アンカーピン 及び止め釘	施工面積 \geq 設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定（求積）する。

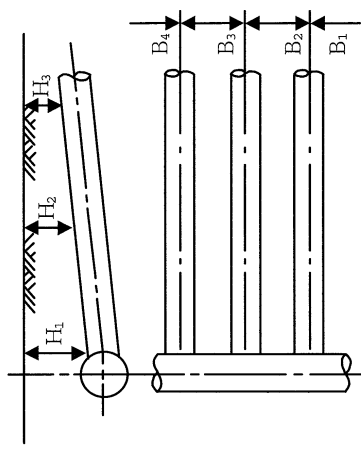
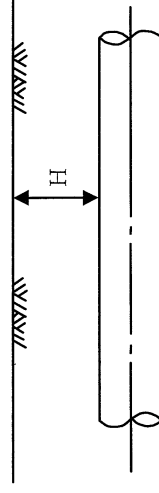
管 理 方 式	管 理 図 表 に よ る も の (様式2-1、 2-2)	結 果 一 覧 表 に よ る も の (様式3-1)	構 造 図 に 朱 記、併記す る も の	測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
	—	—	展開図及び 測線長		Q_n : 測線をい う。
	—	測定値を記 入	—		(参考) 規格 値に示す値は 標準であるこ とから、工法 により標準本 数が異なる場 合は、別途監 督職員と協議 する。
	—	—	展開図及び 測線長		Q_n : 測線をい う。

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準
12 法 面 保 護 工 事	客土吹付 厚さ (T)	平均厚さ≧設計厚さ ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする	施工面積500㎡に1箇所の場合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
	面積 (A)	施工面積≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定 (求積) する。
植生基材吹付	厚さ (T)	平均厚さ≧設計厚さ 測定値は 設計厚5cm未満 ⊖ 10% " 5cm以上 ⊖ 20% ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	施工面積200㎡に1箇所の場合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
	面積 (A)	施工面積≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定 (求積) する。

管 理 方 式	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘 要
	厚さで20点以上のもの	左記のものです で20点未満のもの	—		1吹付直後の厚さとする。 2岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3設計吹付厚さ5cm以上には適用しない。
	—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
	厚さで20点以上のもの	左記のものです で20点未満のもの	—		1吹付直後の厚さとする。 2岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
	—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準
12 吹付枠 法面保護工事	梁 延 長	施工延長 \geq 設計延長	全施工延長について展開図により測定する。
	梁 間 隔 (L)	⊕ L/10	施工面積200㎡に1箇所の場合で測定する。
	梁断面 (H) (B)	⊖ 20	施工面積200㎡に1箇所の場合で測定する。
コンクリート吹付 モルタル吹付	吹付厚さ (T)	設計厚5cm未満⊖ 10 設計厚5cm以上⊖ 20 (ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。)	施工面積おおむね100㎡につき1箇所の割合でコア採取又は削孔などして測定する。 上記未満は2箇所測定する。

管 理 方 式	測定箇所標準図	摘 要	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	構造図に朱記、併記するもの
			結果一覧表によるもの (様式3-1)	展開図に朱記、併記するもの
—			—	展開図に朱記、併記する
間隔で20点以上のもの			左記のもので20点未満のもの	—
断面で20点以上のもの			左記のもので20点未満のもの	—
厚さで20点以上のもの		施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。	左記のもので20点未満のもの	—

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
13 暗 渠 排 水 工 事	吸 水 渠 布設深 (H) 間 隔 (B) 施工延長	⊖ 75	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	布設深、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		
		⊕ 750						
		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊕ 1,000						
集 水 渠 (支線) 導 水 渠 (幹線)	布設深 (H) 施工延長	⊖ 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	布設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	-		
		⊖ 0.2%、 ただし延長 500m以下 ⊕ 1,000						

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図	摘 要				
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)						
14 フイルダム工事	監査廊 (暗渠タイプ)	基準高 (V)	⊕ 30	<p>1. 基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>2. 厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。</p> <p>3. 中心線のズレ</p> <p>直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未满是2箇所測定する。</p>	-		<p>1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。</p> <p>2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(ℓ)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。</p> <p>3 管理基準値については別途定めるものとする。</p> <p>4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。</p>				
		幅 (B)	⊖ 25								
		厚さ (T)	⊖ 20								
		高さ (H)	⊖ 40								
		中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 75								
		スパン長	曲線部 ⊕ 150								
			直線部 ⊕ 20								
		堤体盛土	施工延長					曲線部 ⊕ 30	<p>ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。</p>	-	<p>注) ゾーン区分 C: 遮水ゾーン F: フィルターゾーン T: トランジションゾーン R: ロックゾーン</p>
								ただし延長 150m未滿 ⊖ 150			
								遮水ゾーン			
	ゾーン幅			ℓ ₂ ⊕ 500 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上							
			ℓ ₃ ⊕ 1,000 ⊖ 500								
			ℓ ₄ ⊕ 1,000 ⊖ 0 有効幅Bは設計以上								

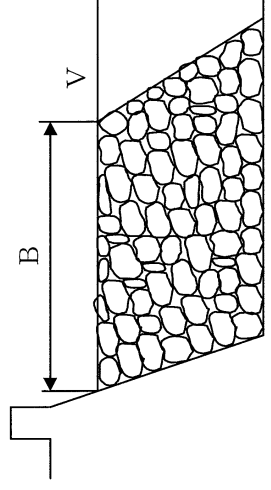
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準
14 フ イ ル ダ ム 工 事	洪水吐	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ については施工延長1 スパンにつき1箇所の 割合で測定する。 中心線のズレ (直線部) については施工延長お おむね50mにつき1箇 所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ (曲 線部) については1スパン につき1箇所の割合 で測定する。
	基礎高 (V)		
	幅 (B)	⊖ 25	
	厚 さ (T)	⊖ 20	
	高 さ (H)	⊖ 25	
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
	スパン長	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
施工延長	⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150		

管理方式	測定箇所標準図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、 2-2) 基準高、幅、 厚さ、高さ、 中心線のズ レ、スパン長 で20点以上 のもの		インバートと 側壁が一体構 造の場合、測定 箇所は別途定 めるものとし る。

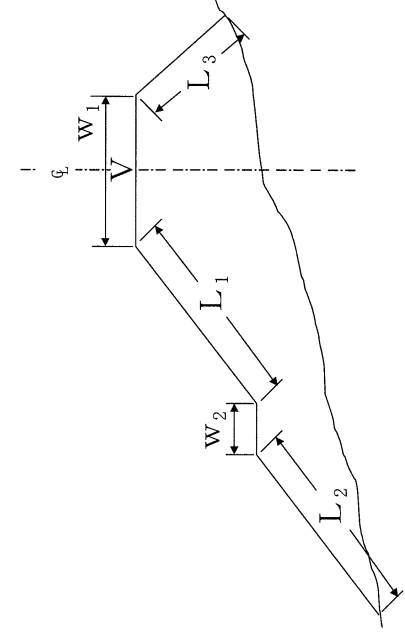
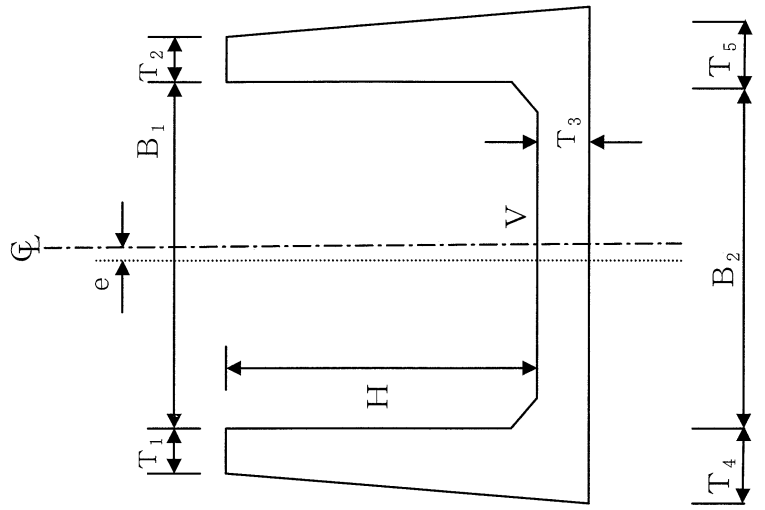
工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準
15 頭 首 工 工 事	本 体		構造図の寸法標示箇所を測定する。
	基準高 (V)	⊕ 30	
	幅 (B)	天端幅等 ⊖ 30 エプロン部 ⊖ 60	
	厚さ (T)	導流壁、エプロン部等 ⊖ 30	
	高さ (H)	導流壁等 ⊖ 30	
	長さ (L)	導流壁、エプロン部等 ⊖ 100	
護床ブロック (異形ブロック)	基準高 (V)	⊕ 150	基準高については施工面積100㎡につき1箇所の場合で測定する。上記未満は2箇所測定する。
	面積 (A)	⊖ 0.2%	

管理方式	測定箇所標準図	摘 要
-		
基準高で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	-

工 種	16 海岸河川工事	項 目	基礎高 (V)	規格値 (mm)	測定基準	<p>基礎高、幅については 施工延長おおむね50m につき1箇所の場合で 測定する。</p>
		幅 (B)		<p>○ 300</p>		

管 理 方 式	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	基礎高、幅で 20点以上の もの	結果一覧表 によるもの (様式3-1)	左記のもの で20点未満 のもの	構造図に朱 記、併記す るもの	測 定 箇 所 標 準 図		摘 要
				左記のもの で箇所単位 のもの				

工種	項目	規格値 (mm)	測定基準
17 ため池工事	堤体工		線的なものについては 施工延長おおむね20m につき1箇所割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
	基準高 (V)	⊕ 100	
	堤幅 (W)	天端幅、小段幅等 ⊖ 100	
	法長 (L)	⊖ 100	
	施工延長	⊖ 200	
洪水吐工	基準高 (V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについて は施工延長1スパンに つき1箇所の割合で測 定する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。
	幅 (B)	⊕ 30	
	厚さ (T)	⊕ 20	
	高さ (H)	⊕ 30	
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
	スパン長 (L)	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
	施工延長 (又は長さ)	⊖ 150	

管理方式	管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの	測定箇所標準図	摘要
	基準高、幅、法長で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	左記の もので 箇所単位 のもの		<p>1 鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。</p> <p>2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。</p> <p>3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。</p> <p>4 出来形図は横断面図を利用する。</p>
	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ。スパン長で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	箇所単位 の構造物に ついて、基 準高、幅、 厚さ、高さ		スパン長の標準を9mとした場合。

工 種	項 目	規格値 (mm)	測定基準	管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
				管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
17 樋管工 ため池工事	基準高 (V)	⊕ 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。	管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4)	左記のもので、20点未満の及び施工延長	構造図に朱記、併記するもの		<p>1 基準高(V)は管底を原則とする。</p> <p>2 プレキャストコンクリート製品使用の場合である。</p> <p>3 底樋がトンネルの場合は、農業土木工事施工管理基準水路トンネル工事の水路トンネルに準ずる。</p> <p>4 斜樋等付帯構造物は農業土木工事施工管理基準共通工事のコンクリート付帯構造物に準ずる。</p> <p>ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。</p>
	幅 (B)	⊖ 20						
	厚さ (T)	⊖ 20						
	高さ (H)	⊖ 20						
	中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100						
施工延長	⊖ 150							

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位：mm)

杭	杭 径	木	杭	プレキャストコンクリート杭
		規格値	規格値	規格値
	60	225		
	90	225		
	120	225		
	150	225		
	180	225		
	210	225		
	200		50	
	250		62	
	300		75	
	350		87	
	400		100	
	450		100	
	500		100	
	550		-	
	600		100	
	700		100	
	800		100	
	900			
	1,000			
	1,200			
	1,500			
	1,800			
	2,000			
	2,500			
	3,000			

(単位：mm)

杭	杭 径	鋼	管	杭	場所	打	杭
		規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	
	60						
	90						
	120						
	150						
	180						
	210						
	200						
	250						
	300						
	350						
	400			100			
	450			100			
	500			100			
	550			100			
	600			100			
	700			100			
	800			100			100
	900			100			-
	1,000			100			100
	1,200						100
	1,500						100
	1,800						100
	2,000						100
	2,500						100
	3,000						100

(単位：mm)

呼び径 (mm)	JIS A 5372 RC管 (B形管)		JIS A 5372 RC管 (NB形管)	
	規格値	8 管水路工事 良質地盤	規格値	8 管水路工事 軟弱地盤
150	+20	0	+23	0
200	+20	0	+23	0
250	+20	0	+23	0
300	+18	0	+23	0
350	+18	0	+23	0
400	+21	0	+29	0
450	+21	0	+29	0
500	+21	0	+29	0
600	+23	0	+29	0
700	+21	0	+29	0
800	+24	0	+29	0
900	+26	0	+29	0
1,000	+32	0	—	—
1,100	+33	0	—	—
1,200	+35	0	—	—
1,350	+37	0	—	—

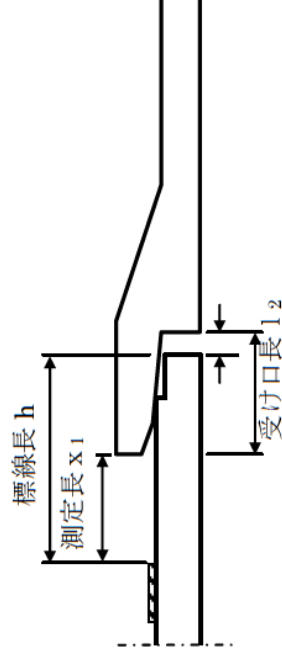
(単位：mm)

JIS A 5372 RC管 (NC形管)			
呼び径 (mm)	標準値	規格値	規格値
1,500	5	+33	+5
1,650	5	+33	+5
1,800	5	+33	+5
2,000	5	+33	+5
2,200	5	+33	+5
2,400	5	+38	+5
2,600	5	+38	+5
2,800	5	+38	+5
3,000	5	+38	+5

(2) 外面から計測する場合

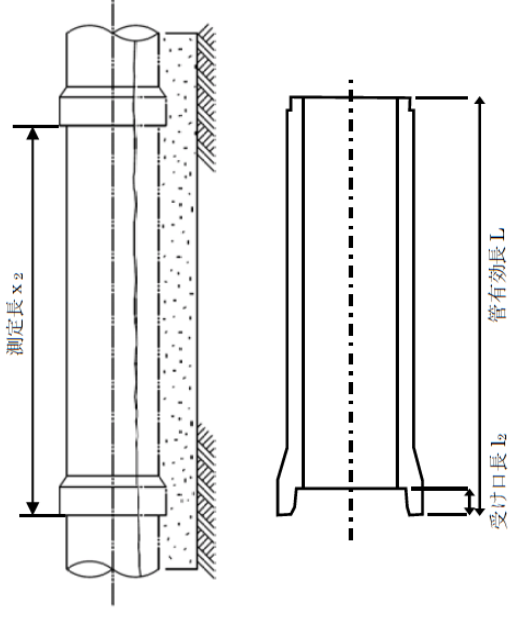
1) 標線による計測

ジョイント間隔=受け口長 l_2 - (標線長 h - 側線長 x_1)



2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔=受け口長 l_2 - (管有効長 L - 側線長 x_2)

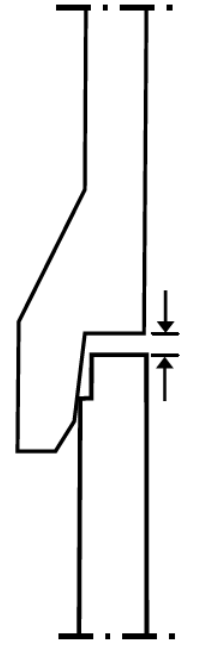


- 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
- 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上として適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
- 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値は下図に示す位置を測定するものとする。
- 管の外面から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す 'a' 'b' 'c' 'd' とする。

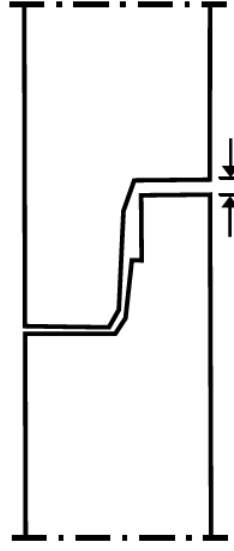
(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内面から計測する場合

B形及びNB形



NC形

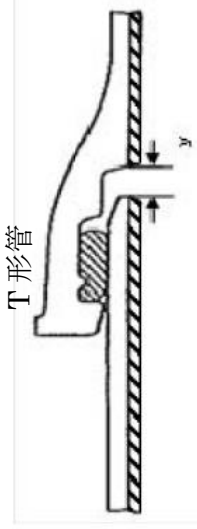
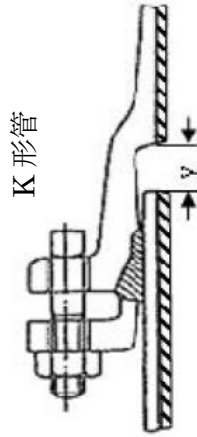


(単位: mm)

規格	JIS G5526・5527及び JDPA G1027	JIS G5526・5527及び JDPA G1027・1029
	8 管水路工事 K形	8 管水路工事 T形 (直管)
呼び径 (mm)	規格値	規格値
75	+19 0	+16 0
100	+19 0	+16 0
150	+19 0	+16 0
200	+19 0	+14 0
250	+19 0	+14 0
300	+19 0	+24 0
350	+31 0	+24 0
400	+31 0	+24 0
450	+31 0	+24 0
500	+31 0	+30 0
600	+31 0	+30 0
700	+31 0	+30 0
800	+31 0	+30 0
900	+31 0	+40 0
1,000	+36 0	+40 0
1,100	+36 0	+40 0
1,200	+36 0	+50 0
1,350	+36 0	+50 0
1,500	+36 0	+60 0
1,600	+40 0	+70 0
1,650	+45 0	+70 0
1,800	+45 0	+80 0
2,000	+50 0	+90 0
2,100	+55 0	—
2,200	+55 0	—
2,400	+60 0	—
2,600	+70 0	—

注)

- 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
- 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。
- 管の外側から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示すabcdとする。
- ダクタイル鋳鉄管のうち、K形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のy寸法である。
yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。



(単位: mm)

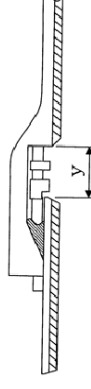
規格	JIS G5526・5527及び JDPA G1027・1029	JIS G 5526・5527及びJDPA G1029
	8 管水路工事 T形 (異形管)	8 管水路工事 U形
呼び径 (mm)	規格値	標準値 規格値
75	+16 0	—
100	+17 0	—
150	+18 0	—
200	+16 0	—
250	+14 0	—
300	—	—
350	—	—
400	—	—
450	—	—
500	—	—
600	—	—
700	—	—
800	—	+32 -5
900	—	+32 -5
1,000	—	+32 -5
1,100	—	+33 -5
1,200	—	+33 -5
1,350	—	+33 -5
1,500	—	+35 -5
1,600	—	+35 -5
1,650	—	+33 -5
1,800	—	+33 -5
2,000	—	+36 -5
2,100	—	+36 -5
2,200	—	+36 -5
2,400	—	+36 -5
2,600	—	+36 -5

注) 5. JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。

- ・T形及びT形用継ぎ輪: 300~2,000、K形: 300~2,600
6. JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管) の呼び径は以下のとおり。
- ・T形: 250~700、U形: 800~2,600
7. JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) のK形に準じる。

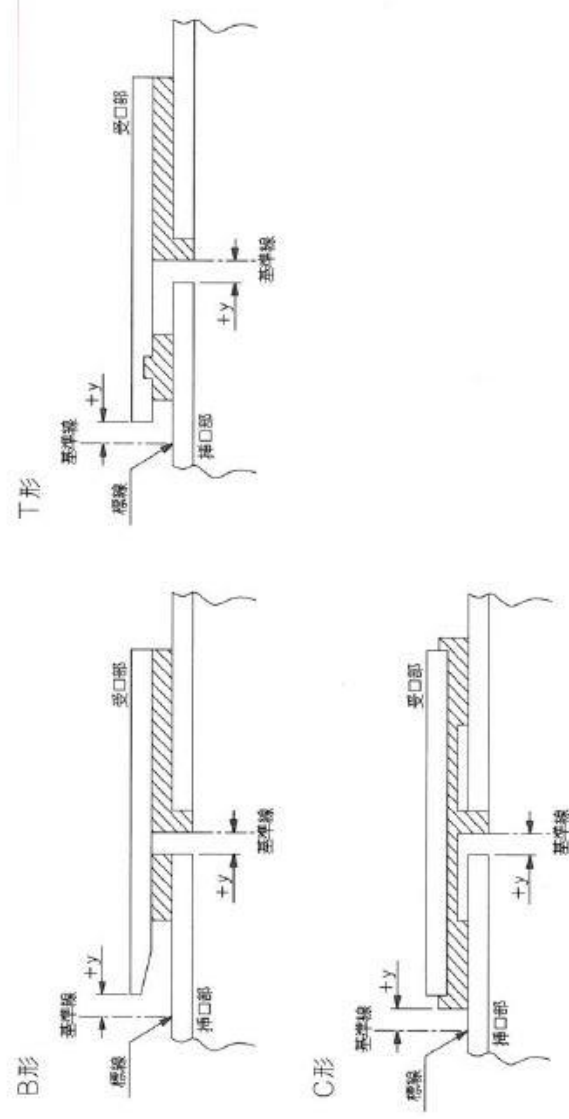
8. JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄管) のK形、U形ジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) のK形、U形に準じる。

9. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値は標準値に対する値を示している。



(単位: mm)

規格	JIS A 5350		
	B 形、C 形及び T 形		
呼び径 (mm)	規格値		
	標準値	良質地盤	軟弱地盤
200	0	+33	+22
250	0	+33	+22
300	0	+38	+25
350	0	+38	+25
400	0	+43	+28
450	0	+43	+28
500	0	+53	+35
600	0	+53	+35
700	0	+53	+35
800	0	+53	+35
900	0	+53	+35
1,000	0	+53	+35
1,100	0	+53	+35
1,200	0	+53	+35
1,350	0	+53	+35
1,500	0	+53	+35
1,650	0	+80	+53
1,800	0	+80	+53
2,000	0	+95	+63
2,200	0	+95	+63
2,400	0	+113	+75
2,600	0	+113	+75
2,800	0	+128	+85
3,000	0	+128	+85



注)

1. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700 mm以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800 mm以上に適用する。
なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
3. 管の外から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a' b' c' d' とする。
4. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜き出し側を(+)とする。
5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

項目	判定基準
1. ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2. 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には5の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきざみとする。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、JIS Z3104付属書4の第4種のきざみの像の分類の4類以外を合格とする。
9. プロローホール及びこれに類する丸みを帯びたきざみ	プロローホール及びこれに類する丸みを帯びたきざみは、JIS Z 3104付属書4の第1種のきざみの像の分類の4類以外を合格とする。
10. 虫状気孔	虫状気孔(パイプ)は、JIS Z3104付属書4の第2種のきざみの像の分類の4類以外を合格とする。
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きざみの集積	1から11までに掲げるきざみの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし、2に掲げるきざみを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
15. きざみの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさと合格するきざみでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表オ 放射線投下試験による点検の項目と判定基準

種別	塗覆装方式	最小厚さ (mm)
直管		
テーパー付き直管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」	0.5 mm以上 （「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSPA-101-2009)」による）
異形管	「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」	
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」	2. 0mm以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」	0.5 mm以上 （「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSPA-101-2009)」による）
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP012-2010)」	プラスチック系の場合 基 材：1. 5mm以上 粘着材：1. 0mm以上
備考	<p>1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。</p> <p>2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。</p>	

第3項 撮影記録による出来形管理

(工事写真によるその他の管理も含む)

写真管理基準

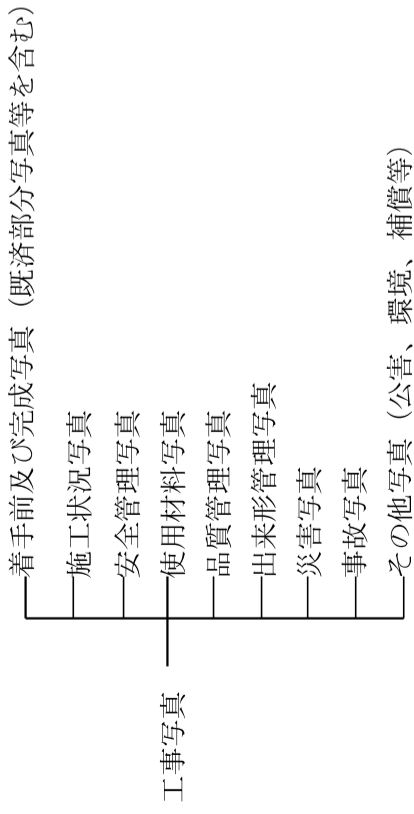
1. 総 則

1-1 適用範囲

この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準第3の3及び同基準第4の6の(4)に定める工事写真による管理(撮影～提出写真)に適用する。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2. 撮 影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影基準表に示す「撮影基準」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、撮影基準表に示す「撮影方法」によるものとする。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

ICT等を活用して出来形管理又は品質管理を行った場合には、出来形管理写真又は品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、「情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)」の「第2章 土工編」、「第3章 ほ場整備編」及び「第4章 舗装工編」の「第2 出来形管理及び監督・検査の要領」により実施するものとし、記載の無い項目については本基準により実施するものとし、監督職員との協議による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子

化について』(平成29年1月30日付、国技建管第10号)に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 写真の仕様

- (1) 写真の基本仕様は、撮影基準表に示す「撮影方法」の3による。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、以下の場合は別の大きさとすることができるとができる。
- ① 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができると。
- ② 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

2-7 留意事項

写真管理基準の撮影基準表の適用について、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 「撮影箇所」、「撮影基準」等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等)を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理基準の表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。

3. 整理提出

工事写真として、工事写真帳及び撮影写真の原本(デジタルカメラで撮影した場合に適用。)を各1部提出するものとし、その整理方法は以下によるものとする。

- (1) フィルムカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準の撮影基準表の「撮影基準」に基づいて撮影した写真をアルバム等に整理したものを行い、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (2) デジタルカメラで撮影した工事写真帳は、写真管理基準の撮影基準表の「撮影基準」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。
- (3) 撮影写真の原本は、写真管理基準の撮影基準表の「撮影基準」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

4. その他

写真管理基準の撮影基準表における用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表的な箇所を示すもので、監督職員の承諾した箇所をいう。
- (2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所又は数量分を提出することをいう。
- (3) 〇〇m又は1施工箇所1回とは、〇〇mに満たない現場でも最低1回という意味である。
- (4) 不要とは、原本を提出する場合に限り、工事写真帳として添付整理し提出する必要がないことをいう。

デジタル写真管理情報基準

目次

1 適用	70
2 フォルダ構成	70
3 写真管理項目	70
4 ファイル形式	71
5 ファイル命名規則	72
6 写真編集等	72
7 有効画素数	72
8 撮影頻度と提出頻度の取り扱い	72
9 その他留意事項	73
9-1 ウィルス対策	73
9-2 使用文字	73
付属資料1 写真管理ファイルのDTD	74
付属資料2 写真管理ファイルのXML記入例	74

平成28年3月

国土交通省

改定履歴

要領・基準名称	適用要領基準※
デジタル写真管理情報基準 (案) 平成11年8月	土木199908
デジタル写真管理情報基準 (案) 平成14年7月	土木200207
デジタル写真管理情報基準 (案) 平成16年6月	土木200406-01
デジタル写真管理情報基準 (案) 平成18年1月	土木200601-01
デジタル写真管理情報基準 (案) 平成20年5月	土木200805-01
デジタル写真管理情報基準	土木201009-01
デジタル写真管理情報基準	土木201603-01

※写真管理項目の基礎情報「適用要領基準」項目に記入する内容

1 適用

「デジタル写真管理情報基準」(以下「本基準」という)は、写真(工事・測量・調査・地質・広報・設計)の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。

2 フォルダ構成

写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、以下のとおりとする。
 なお、「PHOTO」フォルダ以外のフォルダ構成については、電子納品等の運用を定める各ガイドラインによる。

- ・「PHOTO」フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」及び「DRA」のサブフォルダを置く。なお、DTD 及びXSL ファイルもこのフォルダに格納する。ただし、XSL ファイルの格納は任意とする。
- ・「PIC」とは、撮影した写真ファイルの格納するサブフォルダを示し、「DRA」とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。
- ・参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等である。
- ・参考図がない場合は「DRA」サブフォルダは作成しなくてもよい。
- ・フォルダ名称は半角英大文字とする。
- ・写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。

3 写真管理項目

電子媒体に格納する写真管理ファイル (PHOTO, XML) に記入する写真管理項目は下表に示すとおりである。

表3-1写真管理項目

分類	項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
基礎情報	写真フォルダ名	写真ファイルを格納するフォルダ名称 (PHOTO/PICで固定) を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	◎
	参考図フォルダ名	参考図ファイルの格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称 (PHOTO/DRAで固定) を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	○
	適用要領基準	電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木201603-01」で固定)を記入する。 (分野:土木、西暦年:2016、月:03、版:01)	全角文字 半角英数字	30	▲	◎
写真ファイル情報	シリアル番号	写真通し番号。提出時の電子媒体を通して、一連のまとまった写真についてユニークであれば、中抜けしてもよい。123枚目を、「000123」の様に0を付けて記入してはいけない。	半角数字	7	▲	◎
	写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。	半角英大文字	12 固定	▲	◎
	写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する。	半角数字	127	□	△
写真情報※	メディア番号	一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て「1」となる。	半角数字	8	□	◎
	写真-大分類	写真を撮影した業務の種類を「工事」「測量」「調査」「地質」「広報」「設計」「その他」から選択して記入する。工事写真は常に「工事」と記入する	全角文字 半角英数字	8	□	◎
	写真区分	写真管理基準(案)の分類に準じ、「着手前及び完成写真」(既済部分写真等を含む)「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「事故写真」「その他」(公害、環境、補償等)の区分のいずれかを記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
写真情報※	工種	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル2「工種」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	種別	土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル3「種別」を記入する。 大分類が「工事」ではない場合は、自由記入とし、大分類が「工事」で「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○

分類	項目名		記入内容	文字数	文字数	記入者	必要度
	細別	種別					
写真情報※	撮影工種区分	土工種の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、新土木工事積算体系のレベル4「細別」を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
		写真タイトル	全角文字 半角英数字	127	□	◎	
	付加情報※	工種区分予備	全角文字 半角英数字	127	□	△	
		参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	半角英数字 大文字	13	▲	◎
	撮影情報	参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
		参考図タイトル	参考図の内容が判るようなタイトルを記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎
	代表写真	付加情報予備	参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△
		撮影箇所	当該写真に関する測点位置、撮影対象までの距離、撮影内容等を簡潔に記入する。撮影位置図上に複数撮影位置が記載されている場合には、位置図上の記号等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	提出頻度写真	撮影年月日	写真を撮影した年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY：西暦の年数、MM：月、DD：日) 例)平成20年12月3日 →2008-12-03	半角数字 (HYPHEN-MINUS)	10 固定	□	◎
		提出頻度写真	写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示される提出頻度が不要以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事で重要となる代表写真の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。	半角数字	1 固定	□	◎
施工管理値	提出頻度写真	写真管理基準(案)の提出頻度に基づき写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。	半角数字	1 固定	□	◎	
	施工管理値	黒板の判読が困難な場合、設計寸法及び実測寸法等の補足事項を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○	
ソフトウェアカ用TAG	受注者説明文	受注者側で検査立会者、特筆事項等があれば記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	△	
	ソフトウェアカ用TAG	ソフトウェアカが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	▲	△	

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2文字で全角文字1文字に相当する。

【記入者】 □：電子成果品作成者が記入する項目

▲：電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目

【必要度】 ◎：必須記入。

○：条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず入力する)

△：任意記入。

※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

【解説】

- 写真管理項目は、写真の電子データファイルを検索、参照するなど活用していくための属性項目である。
- 写真管理項目のデータ表現の定義は、「9-2 使用文字」に従う。
- 付属資料1に管理ファイルのDTD、付属資料2に管理ファイルのXML 記入例を示す。
- 工種、種別、細別の各項目は、新土木工事積算体系にない土木工事や他の工事の場合には、対応するレベルのものを正しく記入する。
- 写真区分ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真区分ごとの記入可否の目安は、以下のとおりである。

表3-2 工種区分の記入可否の目安

写真区分	工種	種別	細別
着手前及び完成写真	×	×	×
施工状況写真	△	△	△
安全管理写真	△	×	×
使用材料写真	△	△	△
品質管理写真	○	△	△
出来形管理写真	○	△	△
災害写真	×	×	×
その他	×	×	×

- (○：記入、△：記入可能な場合は記入、×：記入は不要とするが、任意の記入も可)
- 「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。

4 ファイル形式

ファイル形式は、以下のとおりとする。

- 写真管理ファイルのファイル形式はXML 形式(XML1.0 に準拠)とする。
- 写真ファイルの記録形式はJPEG とし、圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。
- 参考図ファイルの記録形式はJPEG もしくはTIFF とする。JPEG の圧縮率、撮影モードは監督(調査)職員と協議の上決定する。TIFF は図面が判読できる程度の解像度とする。
- 写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合はXSL に準じる。

【解説】

- 本基準「2 フォルダ構成」に示したように、写真管理ファイルのファイル形式はXML 形式と

する。

- ・写真管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSLに準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に格納する。
- ・参考図ファイルの記録形式は、監督(調査)職員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。

5 ファイル命名規則

- ・ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。
- ・ファイル名8文字以内、拡張子3文字以内とする。
- ・写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルのDTDは「PHOTO05.DTD」(05は版番号)とする。
- ・写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO05.XSL」とする。
- ・写真ファイルの命名規則は次図の通り。

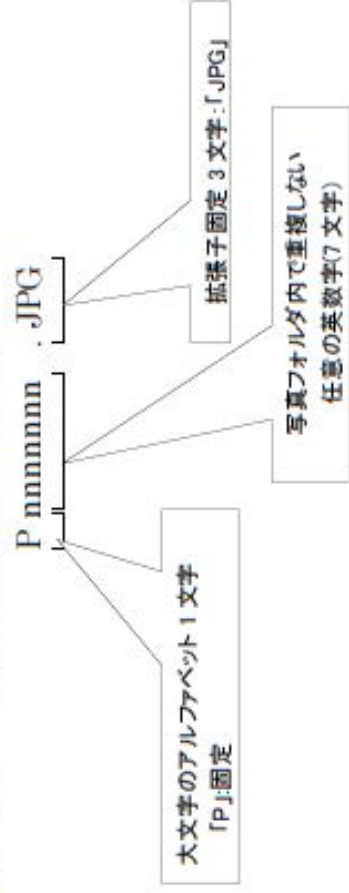


図 5-1 写真ファイルの命名規則

- ・参考図ファイルの命名規則は次図の通り。



図 5-2 参考図ファイルの命名規則

【解説】

ファイル名の文字数は、半角(1バイト文字)で8文字以内、拡張子3文字以内とする。参考図ファイルの拡張子は4文字でもよい。ファイル名に使用する文字は、半角(1バイト文字)で、大文字のアルファベット「A～Z」、数字「0～9」、アンダースコア「_」とする。

オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。

6 写真編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

7 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。

【解説】

- ・有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標(100～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)として設定する。
- ・不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。

8 撮影頻度と提出頻度の取り扱い

写真の原本を電子媒体で提出する場合は、写真管理基準に示される撮影頻度に基づくものとする。

9 その他留意事項

9.1 ウイルス対策

- ・受注者は、写真を電子媒体に格納した時点で、ウイルスチェックを行う。
- ・ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
- ・最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデイト)したものを利用する。
- ・電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。

9.2 使用文字

- ・本規定は、管理ファイル(XML 文書)を対象とする。
- ・使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。
- ・使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

【解説】

(1) 写真管理ファイルのデータ表現形式

使用文字の一般原則は上記の通りであり、写真管理ファイルでの文字の表現は、一般原則に従っている。以下に、写真管理ファイルでの文字の表現方法を解説する。

1) 全角文字

写真管理ファイルのデータ表現形式に示す「全角文字」とは、JIS X0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字をいう。

すなわち、全角文字には、漢字、数字、ラテン文字(a～z、A～Z)、ギリシャ文字、記号などがあるが、このうち全角の数字、ラテン文字は使用できない。全角文字を使用する項目では、必ず半角英数字も合わせて使用できるので、「平成22年」といったデータでは”22”を半角文字とする。

2) 半角英数字

同じく「半角英数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字(半角カタカナ、日本語文で使用する半角の記号(句点(。)、カギ括弧(「)、読点(、)、中点(・)、濁点()、半濁点())を除いた文字をいう。

3) 半角英数大文字

同じく「半角英数大文字」とは、「半角英数字」からラテン小文字(a～z)を除いた文字をいう。半角英数大文字を使用する項目は、フォルダ名やファイル名といった命名規則が決められている場合であるので、命名規則に従ってデータを入力する。

4) 半角数字

同じく「半角数字」とは、JIS X 0201 で規定されている文字のうち、数字(0～9)及び小数点(。)という。

(2) 留意事項

機種依存文字(例えば、丸囲い数字、ローマ数字、(株)、kg、m³、地名や人名等の特殊漢字等)、利用者が独自に作成した外字等は、他の端末では表示できない場合もあるので使用しない。また、数字やラテン文字も全角、半角を混在して使用すると検索する上で問題となるため、数字やラテン文字は半角文字で統一する。

付属資料1 写真管理ファイルのDTD

電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)のDTD(PHOTO05.DTD)を以下に示す。
 なお、DTD ファイルは、国土交通省のホームページ (<http://www.cals-ed.go.jp/>) から入手できる。

```

<!--PHOTO05.DTD / 2008/05 -->
<ELEMENT photodata (基礎情報+,写真情報+,ソフトウェア用TAG*)>
<!ATTLIST photodata DTD_version CDATA #FIXED "05">
<!-- 基礎情報-->
<ELEMENT 基礎情報(写真フォルダ名,参考図フォルダ名?,適用要領基準)>
<!-- 写真情報-->
<ELEMENT 写真情報(写真フォルダ名,シリアル番号,写真ファイル名,写真ファイル日本語名?,メディア番号,撮影工種区分,工管理値?,請負者説明文?)>
<!-- 撮影工種区分-->
<ELEMENT 撮影工種区分(写真-大分類,写真区分,工種,種別,細別,写真タイトル,工種区分予備)>
<!-- 付加情報-->
<ELEMENT 付加情報(参考図ファイル名,参考図ファイル日本語名,参考図タイトル,付加情報予備)>
<!-- 撮影情報-->
<ELEMENT 撮影情報(撮影箇所,撮影年月日,代表写真,提出頻度写真,施工管理値,請負者説明文)>
<!-- ソフトメーカー用TAG -->
<ELEMENT ソフトメーカー用TAG * -->
    
```



上から順に記述することを示す。
 1: 必ず、1回記述する。
 ?: 記述は任意、記述する場合は1回に限る。
 +: 必ず、1回以上記述する。
 *: 記述は任意、複数の記述を認める。

図付1-1 写真管理ファイルのDTDの構造

付属資料2 写真管理ファイルのXML 記入例

電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)の記入例を以下に示す。

なお、DTDファイルは、国土交通省のホームページ (<http://www.cals-ed.go.jp/>) から入手できる。

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO05.DTD">
<?xml-stylesheet type="text/xml" href="PHOTO05.XSL" ?>
<photodata DTD_version="05">
  <基礎情報>
    <写真フォルダ名><PHOTO/PIC</写真フォルダ名>
    <参考図フォルダ名><PHOTO/DRA</参考図フォルダ名>
    <適用要領基準><土201603-01</適用要領基準>
  </基礎情報>
  <写真情報>
    <写真ファイル情報>
      <シリアル番号><1</シリアル番号>
      <写真ファイル名><P0000001.JPG</写真ファイル名>
      <写真ファイル日本語名><着手前0001.JPG</写真ファイル日本語名>
      <メディア番号><1</メディア番号>
    </写真ファイル情報>
  </写真情報>
  <撮影工種区分>
    <写真-大分類><工事</写真-大分類>
    <写真区分><着手前及び完成写真</写真区分>
    <写真タイトル><着手前写真</写真タイトル>
    <工種区分予備><工種区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工種区分予備>
  </撮影工種区分>
  <付加情報>
    <参考図ファイル名><D0000001.JPG</参考図ファイル名>
    <参考図ファイル日本語名><平面図00001.JPG</参考図ファイル日本語名>
    <参考図タイトル><平面図</参考図タイトル>
    <付加情報予備><付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備>
  </付加情報>
  <撮影情報>
    <撮影箇所><測点:1L</撮影箇所>
    <撮影年月日><2010-11-14</撮影年月日>
  </撮影情報>
  <代表写真><1</代表写真>
  <提出頻度写真><1</提出頻度写真>
  <請負者説明文><受注者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文>
</写真情報>
<写真情報>
  <写真ファイル情報>
    <シリアル番号><2</シリアル番号>
    <写真ファイル名><P0000002.JPG</写真ファイル名>
    <写真ファイル日本語名><施工状況写真0001.JPG</写真ファイル日本語名>
    <メディア番号><1</メディア番号>
```

3行目 (<?xml-stylesheet~) は、XML 文書の書式 (体裁) を指定する場合の宣言文。
書式指定を宣言した場合、XSLスタイルを格納すること。
スタイルシートを利用しない場合は、当該1行を削除する。

写真管理項目の記入規則に基づき、赤字の部分について内容を記入する。

```
</写真ファイル情報>
</撮影工種区分>
  <写真-大分類><工事</写真-大分類>
  <写真区分><施工状況写真</写真区分>
  <写真タイトル><掘削状況写真</写真タイトル>
</撮影工種区分>
</撮影情報>
  <撮影箇所><測点:1L</撮影箇所>
  <撮影年月日><2010-11-18</撮影年月日>
</撮影情報>
  <代表写真><1</代表写真>
  <提出頻度写真><1</提出頻度写真>
</写真情報>
<写真情報>
  <写真ファイル情報>
    <シリアル番号><3</シリアル番号>
    <写真ファイル名><P0000003.JPG</写真ファイル名>
    <写真ファイル日本語名><安全管理0001.JPG</写真ファイル日本語名>
    <メディア番号><1</メディア番号>
  </写真ファイル情報>
  </撮影工種区分>
  <写真-大分類><工事</写真-大分類>
  <写真区分><安全管理写真</写真区分>
  <写真タイトル><安全訓練等の写真</写真タイトル>
</撮影工種区分>
</撮影情報>
  <撮影年月日><2010-11-21</撮影年月日>
</撮影情報>
  <代表写真><0</代表写真>
  <提出頻度写真><0</提出頻度写真>
</写真情報>
<写真情報>
  <写真ファイル情報>
    <シリアル番号><4</シリアル番号>
    <写真ファイル名><P0000004.JPG</写真ファイル名>
    <写真ファイル日本語名><出来形0001.JPG</写真ファイル日本語名>
    <メディア番号><1</メディア番号>
  </写真ファイル情報>
  </撮影工種区分>
  <写真-大分類><工事</写真-大分類>
  <写真区分><出来形管理写真</写真区分>
  <工種><舗装修繕工</工種>
  <種別><舗装打換え工</種別>
  <細別><下層路盤</細別>
  <写真タイトル><路盤(1層目)出来形測定</写真タイトル>
  <工種区分予備><工種区分の特筆事項があれば記入する。(複数入力可)</工種区分予備>
</撮影工種区分>
</付加情報>
```

<参考図ファイル名>D0000002.JPG</参考図ファイル名>
<参考図ファイル日本語名>横断図00002.JPG</参考図ファイル日本語名>
<参考図タイトル>横断図</参考図タイトル>
<付加情報予備>付加情報の特筆事項があれば記入する</付加情報予備>
</付加情報>
<撮影情報>
<撮影箇所>測点:1L</撮影箇所>
<撮影年月日>2010-11-22</撮影年月日>
</撮影情報>
<代表写真>1</代表写真>
<提出頻度写真>1</提出頻度写真>
<施工管理値>As 舗装工(下層路盤工): 設計寸法400mm・実測寸法405mm</施工管理値>
<請負者説明文>受注者側で検査立会者、特記事項等状況等、特筆事項があれば記入する。</請負者説明文>
</写真情報>
<ソフトウェア用TAG>ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数入力可)</ソフトウェア用TAG>
</photodata>

撮影基準表 (共通)

区分	工種	撮影箇所	撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完了後〕	施工完了後1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
	仮設 (指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施設箇所につき1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ICT等を活用した管理による場合は、計測毎に1回	不要	工事打合せ簿に添付する
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	種類毎につき1回 〔設置後〕	全景1枚	
		各種保安施設の設置状況	種類毎につき1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎につき1回 〔実施中〕		実施状況資料に添付する
使用材料	使用材料	形状寸法	品目毎につき1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する
		検査実施状況	品目毎につき1回 〔検査時〕		

撮影基準表

- 撮影基準表 (共通)
- 品質管理写真撮影基準表
- 出来形管理写真撮影基準表

品質管理写真撮影基準表

番号	工種	撮影箇所 (項目)	撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要
①	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回	不要	コンクリート舗装の場合に適用
		スランプ試験	[試験実施中]		
		コンクリートの圧縮強度試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]		
		空気量測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]		
		テストハンマーによる強度推定調査	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	検査毎に1回 [検査実施中]		
		超音波探傷検査	検査毎に1回 [検査実施中]		
②	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
		超音波探傷検査	検査毎に1回 [検査実施中]		
		外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]		
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [検査実施中]		
		放射線透過試験	[検査実施中]		
		超音波探傷試験	[検査実施中]		
		水セメント比試験	[検査実施中]		
		セメントミルクの圧縮強度試験	[検査実施中]		
		現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
③	既成杭工	平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		含水比試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		含水比試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
④	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		含水比試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		

区分	工種	撮影箇所	撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要
品質管理写真		別添 品質管理写真撮影基準表に記載	品質管理写真撮影基準表に記載	適宜	
		不可視部分の施工			
出来形管理写真		別添 出来形管理写真撮影基準表に記載	出来形管理写真撮影基準表に記載	適宜	
		不可視部分の施工			
災害	被災状況	出来形管理基準に定められていない部分	監督職員との協議事項	適宜	被災前は付近の写真でも可
		被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	適宜	被災前は付近の写真でも可
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜	発生前は付近の写真でも可
		被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜	
補償関係ほか	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	適宜	
		環境対策等	施設毎に1回 [設置後]	適宜	

番号	工種	撮影箇所 (項目)	撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要
⑤	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
⑥	アスファルト安定処理路盤 (施工)	アスファルト舗装に準拠		不要	
		粒度	各種路盤毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
⑦	セメント安定処理路盤 (施工)	現場密度の測定	観察により異常が認められた場合 〔試験実施中〕		
		含水比試験			
		セメント量試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
⑧	アスファルト舗装 (プラント)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
⑨	転圧コンクリート (施工)	ホイールトラッキング試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		ラベリング試験			
		現場密度の測定			
		温度測定			
		外観検査			
⑩	アスファルト舗装 (舗設現場)	すべり抵抗試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		コンシステンシーV C試験			
		マーシャル突き固め試験			
		ランマー突き固め試験			
		コンクリートの曲げ強度試験			
⑪	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		温度測定			
		現場密度の測定			
		コアによる密度測定			
		現場密度の測定			

番号	工種	撮影箇所 (項目)	撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要
⑩	グースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		リュエール流動性試験240℃			
		ホイールトラッキング試験			
		曲げ試験			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		温度測定			
		温度測定			
		温度測定			
⑪	路省安定処理工	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。 〔試験実施中〕	不要	
		ブルーフローリング			
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験			
		たわみ量			
		ブルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕			
⑫	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕 材料毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。 工種毎に1回 〔試験実施中〕 材料毎に1回 〔試験実施中〕 平板載荷試験 〔試験実施中〕 現場CBR試験 〔試験実施中〕 たわみ量 〔試験実施中〕 土の一軸圧縮試験 〔試験実施中〕 モルタルのフロー値試験 〔試験実施中〕 モルタルの圧縮強度試験 〔試験実施中〕 多サイクル確認試験 〔試験実施中〕 1サイクル確認試験 〔試験実施中〕	不要	
		現場密度の測定			
		ブルーフローリング			
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		たわみ量			
		含水比試験			
		現場密度の測定			
		ブルーフローリング			
		平板載荷試験			
現場CBR試験					
たわみ量					
⑬	固結工	土の一軸圧縮試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		現場CBR試験			
⑭	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 〔試験実施中〕	不要	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			

番号	工種	撮影箇所 (項目)	撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要
⑮	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。	不要	
⑯	吹付工 (施工)	塩化物総量規制 コンクリートの圧縮強度試験 スランプ試験 空気量測定	配合毎に1回 〔試験実施中〕 品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	不要	モルタルを除く
⑰	現場吹付法砕工	コアによる強度試験 コンクリートの圧縮強度試験 塩化物総量規制 コアによる強度試験 スランプ試験 空気量測定 ロックボルトの引抜き試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕 配合毎に1回 〔試験実施中〕 品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕 品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕 試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要	モルタルを除く
⑱	河川土工 海岸土工 (施工)	現場密度の測定 土の含水比試験 コーン指数の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。 含水比に変化が認められた場合 〔試験実施中〕 トラフィックビリティが悪い場合 〔試験実施中〕	不要	
⑳	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕 ただし、「TS、GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真を省略。	不要	
㉑	道路土工 (施工)	現場密度の測定 ブルーフォローリング 平板載荷試験 現場CBR試験 含水比試験 コーン指数の測定 たわみ量	土質毎に1回 〔試験実施中〕 工種毎に1回 〔試験実施中〕 土質毎に1回 〔試験実施中〕 降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕 トラフィックビリティが悪い場合 〔試験実施中〕 ブルーフォローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕	不要	

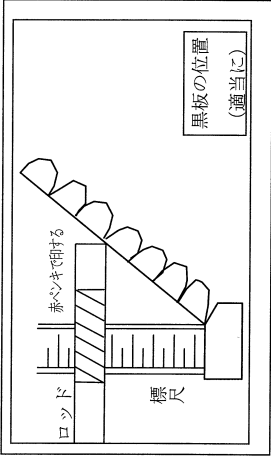
番号	工種	撮影箇所 (項目)	撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要
㉒	捨石工	岩石の見掛比重 岩石の吸水率 岩石の圧縮強さ 岩石の形状	産地又は岩質毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
㉓	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策 骨材の密度及び吸水率試験 骨材のふるい分け試験	採取地毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
㉔	コンクリートダム (材料)	砂の有機不純物試験 モルタルの圧縮強度による砂の試験 骨材の微粒分量試験 粗骨材中の軟石量試験 骨材中の粘土塊量の試験 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 粗骨材のすりへり試験 骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 練り混ぜ水の水质試験	質毎に1回 〔試験実施中〕 骨材毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制 スランプ試験 空気量測定 コンクリートの圧縮強度試験 温度測定 コンクリートの単位容積質量試験 コンクリートの洗い分析試験 コンクリートのブリージング試験 コンクリートの引張強度試験 コンクリートの曲げ強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕 品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕 配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	気温、コンクリート

番号	工種	撮影箇所 (項目)	撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要
㉔	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		塩化物総量規制			
		空気量測定			
		コアによる強度試験			
		コンクリートの洗い分析試験			
		塩化物総量規制			
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験			
		空気量測定			
㉕	吹付けコンクリート (NATM)	吹付けコンクリートの初期強度	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験			
		空気量測定			
		コアによる強度試験			
		トンネル施工長 40m 毎に1回			
		モルタルの圧縮強度試験			
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験			
		修正CBR試験			
㉖	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験			
		修正CBR試験			
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
		現場密度の測定			
		土の一軸圧縮試験			
		含水比試験			
㉗	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
		現場密度の測定			
		土の一軸圧縮試験			
		含水比試験			
		旧アスファルト針入度			
		旧アスファルトの軟化点			
		現場密度の測定			
㉘	路上表層再生工 (材料)	現場密度の測定	材料毎に1回 〔試験実施中〕	不要	
		温度測定			
		かさほぐし深さ			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			

番号	工種	撮影箇所 (項目)	撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要			
㉙	排水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要				
		アスファルト量抽出粒度分析試験						
		温度測定						
		水浸ホイールトラッキング試験						
		ホイールトラッキング試験						
		ラベリング試験						
		カンタプロ試験						
		温度測定						
		現場透水試験						
		現場密度の測定						
外観検査								
㉚	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要				
		再生アスファルト量						
		水浸ホイールトラッキング試験						
		ホイールトラッキング試験						
		ラベリング試験						
		外観検査						
		温度測定						
		現場密度の測定						
		外観検査						
		温度測定						
現場密度の測定								
㉛	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 〔現物照合時〕	不要				
		在庫品切出						
		機械試験						
		表面粗さ						
㉜	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要				
		表面粗さ						
		ノッチ深さ						
		スラグ						
㉝	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 〔試験実施中〕	不要				
		上縁の溶け						
		平面度						
		べベル精度						
		真直度						
		撮影箇所 (項目)				撮影基準 (時期)	提出頻度	摘要
		表面粗さ						
		ノッチ深さ						
スラグ								
上縁の溶け								
平面度								
べベル精度								
真直度								

③ 溶接工	引張試験	試験毎に1回 (試験実施中)	不要	
	型曲げ試験			
	衝撃試験			
	マクロ試験			
	非破壊試験			
	突合せ継手の内部欠陥に 対する検査			
	外観検査			
	曲げ試験			
	ハンマー打撃試験			外観検査が不合格となったスタ ッドジベルについて (試験実施中)

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
1 共 通 工 事	7. オープンケージン	構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。	幅、長さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	8. 栗石基礎、砕石基礎、砂基礎、均しコンクリート	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。
	9. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	10. 精度を要するもの、分土工計量部、ゲート戸当部、橋台脊部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	11. U 字 溝 U字フリーユーム ベンチフリーユーム	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。
	12. 土 水 路	施工延長おおむね200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	13. 鉄筋組立	1 スパン（1 打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮 影 方 法	管 理 方 法
全枚数	4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をす る。 印の位置はなるべく1mとか2mのように整数値とする。	
代表箇所 各 1 枚		
代表箇所 各 1 枚 但し、「集水樹工」 「暗渠工」「L型側溝」 「自由勾配側溝」 「管渠」は不要		
代表箇所 各 1 枚	写真例 	
不要		
不要		
代表箇所 各 1 枚		

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
2 は 場 整 備 工 事	1. 表土扱い おおむね10a当たり1箇所の割合で撮 影する。	表土厚を撮影する。
	2. 基盤造成 表土整地 上記と同一。	基盤面、表土埋戻し後を撮影する。
	3. 畦畔復旧 施工延長おおむね200～400mにつき 1箇所の割合で撮影する。 上記未済は2箇所撮影する。	高さ、幅、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路工 (砂利道) 幹線道路は50～100mにつき1箇所の 割合で、支線道路は200～400mにつき 1箇所の割合で撮影する。	まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他 必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮 影 方 法	管 理 方 法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕 おおむね1ha当たり2～3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。
	2. テラス (階段畑) テラス延長100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法勾配、幅、耕起幅、その他必要箇所を撮影する。
	3. 道路工 (耕作道) 施工延長おおむね100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。	法勾配、幅、厚さ、側溝幅を撮影する。
	4. 土壌改良 おおむね2ha当たり1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5. 改良山成 測定点2～3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
4 農 道 工 事	1. 路盤工 施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	まき出し厚さ、転圧、幅、その他必要箇所を撮影する。
	2. コンクリート 舗装工 アスファルト 舗装工 上記と同一。	幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 砕石舗装工 上記と同一。	まき出し厚さ、幅、転圧、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路トンネル 巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。
	5. 道路トンネル (NATM) 掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mにつき1箇所、コンクリート吹付けは50mにつき1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付け、坑口、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮 影 方 法	管 理 方 法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
5 水 路 ト ン ネ ル 工 事	巻厚については1スパンにつき1箇所 の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に 1箇所の割合で撮影する。	巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、 その他必要箇所を撮影する。
6 水 路 工 事	おおむね2スパンにつき1箇所の割合 で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他 必要箇所を撮影する。
	上記と同一。	上記と同一。
	上記と同一。	上記と同一。
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	4. 鉄筋コンクリート 大型フレーム 鉄筋コンクリート L形水路	鉄筋コンクリート大型フレームにつ いては、布設、その他必要箇所を、鉄筋 コンクリートL形水路については、幅、 厚さ、布設、その他必要箇所を撮影する。
	5. ボックスカルバート 水路	高さ、その他必要箇所を撮影する。
	1. コンクリート法覆工 アスファルト 法覆工	幅、厚さ、法勾配、法長、その他必要箇 所を撮影する。
	2. コンクリートブロック 積み水路 鉄筋コンクリート 柵渠	コンクリートブロック積み水路につい ては基礎関係、裏込、幅、高さ、その他 必要箇所を鉄筋コンクリート柵渠につ いては、アーム間隔、柵板設置、その他 必要箇所を撮影する。
	3. ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット	上記と同一。 布設、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影 する。

提出頻度	撮 影 方 法	管 理 方 法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
8 管 水 路 工 事	1. 管体基礎工 〔砂基礎及び埋戻等〕 施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未済は2箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、締め状況等を撮影する。
2. 管水路 〔遠心力鉄筋コンクリート管〕	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
3. 管水路 〔強化プラスチック複合管、ダクタイル鉄管〕	上記と同一。	上記と同一。
4. 管水路 (硬質ポリ塩化ビニル管)	上記と同一。	上記と同一。
5. 管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃状況、塗装、非破壊検査、ピンホール検査、膜厚検査、その他必要箇所を撮影する。
6. 管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びDv寸法、その他必要な箇所について撮影する。
7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未済は2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所とも撮影する	セグメント設置状況、外観検査、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	管布設状況、外観検査、ジョイント関係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所を撮影する。
9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一

提出頻度	撮 影 方 法	管 理 方 法
不要		
不要		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚	膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。	
不要	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。	
代表箇所 各1枚	上記と同一。	
代表箇所 各1枚	上記と同一。	
代表箇所 各1枚	上記と同一。	

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
9 畑 かん 施 設 工 事	1 ha当たり 1～2 箇所の割合で撮影する。	埋設深を撮影する。
10 橋 梁 工 事	1. コンクリート桁 (ポストテンション桁) 構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。	PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2. 鉄筋コンクリート 床版工 幅については1スパンにつき1箇所 の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね 30～60㎡につき1箇所の割合で撮影 する。 上記未满是2箇所撮影する。	配筋、幅、厚さ、その他必要箇所を撮影 する。
	3. 鉄筋コンクリート 高欄及び地覆工 上記と同一。	上記と同一。
11 橋 梁 下 部 工 事	1. 橋台工 構造図の寸法標示箇所を1基毎に撮影 する。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、 高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮 影する。 なお、橋台脊部については「1共通工事 の10精度を要するもの」の項に定めると ころによる。
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式 上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、 敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋脚工 ラーメン式 上記と同一。	基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間 幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇 所を撮影する。

提出頻度	撮 影 方 法	管 理 方 法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
12 法 面 保 護 工 事	客土吹付、植生基材吹付工、コンクリート吹付、モルタル吹付は、施工面積おおむね200～400㎡につき1箇所、その他は1,000㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、法勾配、法長、厚さ、ラス張、植生ネット張、むしろ張、アレンカー打込み等 必要箇所を撮影する。
13 暗 渠 排 水 工 事	1 耕地当たり1～2箇所の割合で撮影する。 2 施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。 埋設深、その他必要箇所を撮影する。
14 フ ィ ル ダ ム 工 事	1 スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 2 堤体盛土 盛立高さおおむね3～5mにつき1箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。 3 ストックパイプは造成の都度1箇所撮影する。 4 スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 5 ボーリングの削孔長を全数撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。 ゾーン幅、まき出し厚さ、転圧、レーキング、コンタクトクレー、リップラップ工、ストックパイプ工、その他必要箇所を撮影する。 幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。 埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。 削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮 影 方 法	管 理 方 法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
適宜		
適宜		
適宜		
適宜	撮影時期、撮影内容及び撮影方法については別途特別仕様書による。	
適宜		

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
15 頭 首 工 事	1. 本 体 構造図の寸法標示箇所を撮影する。	厚さ、幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	2. 護床ブロック (異形ブロック) 施工面積おおむね200㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	基礎地盤状況、据付け状況、その他必要箇所を撮影する。
16 海 岸 河 川 工 事	1. 捨 石 工 消波ブロック工 施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	1. 堤 体 工 施工延長おおむね20m～40mにつき1箇所の割合で撮影する。	盛土幅員、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝その他必要箇所を撮影する。
17 た め 池 改 修 工 事	2. 洪 水 吐 工 おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、配筋、打継目、パイプ布設、外観検査、ジョイント関係、その他必要箇所を撮影する。
	3. 樋 管 工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等) 施工延長おおむね10mにつき1箇所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。

提出頻度	撮 影 方 法	管 理 方 法
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		
代表箇所 各1枚		

第4項 品質管理

1 コンクリート関係

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート	(1) 材料	セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績表による。ただし、3箇月以上貯蔵したり、湿ったおそれのある場合は所定の試験を行わなければならない。生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	1.コンクリート打設量600m ³ に1回。 2.採取場所及び材質が変わる毎に1回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。
	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	採取場所及び材質が変わる毎に1回。 生コン工場で製造する場合は工場の試験成績書による。	
	細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109		
	粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110		

(参考)規格値	管理方式	処置
JIS R 5210～5214参照	1. 記録の方法 試験結果は下記によりまとめめる。 (1) 骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフルイ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験の結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。 (2) 細骨材の表面水率試験結果は、所定の様式に整理する。 (3) 塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度の試験結果は所定の様式により取りまとめ、測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等により管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	1. 骨材の比重、粒度が設計値に対して差異がある場合はさらに検査の上、配合の変更その他適切な処置をとる。 2. 細骨材の表面水率、塩化物含有量、スランプ、空気量についてはその測定値の変動状態により材料の再調査、配合の再検討、計量機器の点検その他適切な処置をとる。 3. コンクリートの強度については、管理を慎重に行い強度の変動低下を未然に防ぐよう努める。 測定値が所定の値に達しない場合は材料の品質配合、機械の精度、練り混ぜ方法等を検査し、適切な処置をとる。 4. レディミクストコンクリートについて次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について受注者は監督職員に報告するものとする。 なお、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1 m ³ に含まれるアルカリ総量をNa20換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメントB種(スラグ混合比40%以上)又はC種、あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメントB種(フライアッシュ混合比15%以上)又はC種、若しくは混合剤をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
コンクリート標準示方書(施工編)による		
高炉スラグ粗骨材L 1.25kg/ℓ 粗骨材N 1.35kg/ℓ 細骨材 1.45kg/ℓ		
絶乾密度：2.5g/cm ³ 以上 吸水率：3.5%以下 ただし、砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材の規格値については、以下のJISを適用する。 JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 第一部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材 第二部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材 第三部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材 第四部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	2. 管理 (1) コンクリート材料については骨材試験一覧表により設計値と比較検討する。 (2) 塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度については、管理試験記録により試験値が所定の値に達しているかどうかを検査し、また、そのパラッキを把握する。 (3) 塩化物含有量試験に用いる測定器具は、公的機関又はこれに準ずる機関がその性能を評価したものをを用いる。なお、一回の検査に必要な測定回数 は3回とし、測定はその平均値により行う。	
絶乾密度：2.5g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下 ただし、砕石、高炉スラグ粗骨材及び電気炉酸化スラグ粗骨材の規格値については、以下のJISを適用する。 JIS A 5005 (コンクリート用砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 第一部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材 第四部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート	(1) 材料	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	
		細骨材の塩化物イオン含有量試験 (細骨材に海砂を使用する場合)	JSCE-C502 または JSCE-C503	
		砂の有機不純物量	JIS A 1105	
		骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		骨材のアルカリシリカ反応性試験	JIS A 1145又は1146	
		配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書による。
		塩化物含有量試験	JIS A 1144	海砂を使用する場合2回/日、その他の場合1回/週
(2) 施工	単位水量測定	1.水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工を対象とする。 ※対象(重要なコンクリート構造物)は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品除く。)、内空断面25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバ	100m ³ 以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100~150m ³ 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	

(参考)規格値	管理方式	処置
砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリート 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下 細骨材 砕砂9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂及びスラグ細骨材(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただしすりへり作用を受ける場合は3.0%以下) 粗骨材 砕石3.0%以下(ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 舗装コンクリート 5%以下 細骨材 1.0%以下 粗骨材 0.25%以下 0.04%以下 標準色より薄いこと 細骨材 10%以下 粗骨材 s 12%以下	工事開始前 工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合	(3)安全と認められる骨材の使用 受注者の立会いのもと骨材を採取し、骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法又はモルタルババー法)を行い、その結果が無害と確認された骨材を使用する。 なお、化学法については工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で試験を行うものとし、またモルタルババー法は試験成績書により確認するとともに、JIS A 1804コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを確認する。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 工事開始前 コンクリートに打設開始日の1ヶ月以内に、県営農業農村整備事業等で発注した他工事の受注者の立会いによる試験結果がある場合は、その試験結果を使用できる。 2) 工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合 JISに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学法で行う場合は、試験に用いる骨材の採取に骨材生産者、生コンクリート生産者及び受注者が立会い、JISに基づく試験結果が使用できる。 なお、この試験結果は1ヶ月以内であればほかの工事でも使用できるが、この場合、請負者は同一の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。
0.3kg/m ³ 以下 1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3. 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える		

工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
コンクリート	(2) 施工		2.エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとす。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	ート類、橋梁上・下部工 (PCは除く)、トンネル及び高さ3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
		スランブ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		圧縮強度試験	JIS A 1108	1. 供試体の試料荷卸し場所にて採取する。 2. 試験基準 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3毎に1回とする。 テストピースは1回につき6個 (σ ₇ …3個、σ ₂₈ …3個) とす る。 *小規模工種で、1規格あたりの総使用量が20m3未満の場合には1回以上、またはレディーミックスコンクリート工場 (JIS 表示認証工場) において作成された品質証明書提出のみとすることができ

(参考) 規格値	管理方式	処置
<p>場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m³以内なることを確認する。更に配合設計士15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができ。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p> <p>2.5cm …………… ⊕1.0 (cm) 5cm及び6.5cm …………… ⊕1.5 8cm以上18cm以下 …………… ⊕2.5 21cm …………… ⊕1.5</p>		
指定値⊕1.5%		
<p>現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度の1/4以上の確率で下回ってはならない。</p> <p>レディーミックスコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならぬ。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならぬ。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものの。</p>	<p>材令28日強度については公的機関で試験を行うこと。</p>	

工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
コンクリート	(2) 施工	曲げ強度試験	JIS A 1106	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。 2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。 3. 試験基準 打設1日につき2回の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。 <p>*1工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。</p>

(参考) 規格値	管理方式	処置
<p>1 回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならぬ。</p> <p>3 回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならぬ。</p> <p>なお、1 回の意見とは採取した試料で作った3 個の供試体の平均値で表したものの。</p>		

2 土質関係

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	
道路工	(1) 路体	材	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202		
	路床盛土工	施	工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	路体 土量5,000m ³ 以上の場合は1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。 路床 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
				土の含水比試験	JIS A 1203	
				現場CBR試験	JIS A 1222	
				道路の平板載荷試験	JIS A 1215	
				プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	
				突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001					
(2) 下層路盤工	材	料	425μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	

注) 1. 「425μmふるい通過部分の塑性指数」は、「土の液性限界・塑性限界試験」の試験結果である。
2. 中規模以上の工事とは、施工面積10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t(コンクリートでは1,000m³以上)の場合であり、それ未満の工事を小規模以下の工事という。

(参考)規格値	管理方式	処置
1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 路床 JIS A 1210の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 I-1交通 90%以上 I-2交通以上 95%以上 2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85~95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2~10%の範囲とする。 上記によらない場合は特記仕様書による。	1. 記録の方法 試験結果の取りまとめは下記による。 (1) 試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。 2. 管理 (1) 盛土の締固めの管理は乾燥密度、飽和度及び空気間ゲキ率のいずれか、また、管路の砂基礎及び埋戻しの締固めの管理は乾燥密度によることを原則とする。それ以外の方法で管理する場合は特記仕様書によるものとする。 (2) 締固めを現場CBR、平板載荷試験による場合は突固め試験、土粒子の比重試験は省略してよい。 (3) 路盤の締固め管理は締固め密度によることを原則とするが、それ以外の方法による場合は特記仕様書によるものとする。	(1) 所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。
特記仕様書による。(路床) 沈下異常なし。		
JIS A 5001表2参照 AS舗装 I-1交通 10以上 CO舗装 I-2交通以上 20以上 I-1交通 9以下 I-2交通以上 6以下 CO舗装 6以下		

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
道路工	(2) 下層路盤工	材料	鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書2	中規模以上の工事： 施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前
			道路用スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書1	
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	下層路盤仕上げ後、全幅、全区間について実施する。
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215	特記仕様書による。
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102	中規模以上の工事： 異常が認められたとき。
	(3) 粒度調整路工(上層路盤)	材料	425μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A1205	
			土の含水比試験	JIS A1203	
		施工	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	中規模以上の工事：施工前、材料変更時
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	小規模以下の工事：施工前
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	
			425μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	
単位容積質量	JIS A 1104				
鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書2	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。			
道路用スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書1	中規模以上の工事：定期的又は随時。(1~2回/日)			
道路用スラッグの一軸圧縮試験	JIS A 5015 付属書3	中規模以上の工事：異常が認められたとき。			
砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	特記仕様書による。			
骨材のふるい分け試験(2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	異常が認められたとき。			
骨材のふるい分け試験(75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003				
道路の平板載荷試験	JIS A 1215				
425μmふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	異常が認められたとき			
土の含水比試験	JIS A 1203				

(参考)規格値	管理方式	処置
1.5%以内。		
呈色なし。		
最大乾燥密度の93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
沈下異常なし。		
特記仕様書による。		
JIS A 5001表2参照。		
AS舗装 I-1交通 9以下 I-2交通以上 6以下		
CO舗装 6以下		
特記仕様書による。		
JIS A 5001表2参照。		
AS舗装 I-1交通 60以上 I-2交通以上 80以上		
CO舗装 80以上		
4以下。		
スラッグ1.5kg/トネル以上。		
1.5%以内。		
呈色なし。		
1.2MPa以上。(12kgf/cm ² 以上)		
最大乾燥密度の93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
AS舗装2.36mmふるい ⊕15% CO舗装2.36mmふるい ⊕10%		
AS舗装 75μmふるい ⊕6% CO舗装 75μmふるい ⊕4%		
特記仕様書による。		
4以下。		
特記仕様書による。		

工種	項目	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準			
道路工	(4) セメント・石灰安定処理工	材料	配合試験	舗装施工便覧	配合毎。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前			
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001				
			425 μ mふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205				
			突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210				
			安定処理混合物の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E013				
			施工			混合後の粒度の試験 (2.36 mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：定期的又は随時。(1~2回/日)
						混合後の粒度の試験 (75 μ mふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：異常が認められたとき。
						砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
						セメント及び石灰の定量試験	舗装調査・試験法便覧 G024,G025	中規模以上の工事：異常が認められたとき。(1~2回/日)
			土の含水比試験	JIS A 1203	異常が認められたとき			

(参考) 規格値	管理方式	処置
長崎県建設工事等共通仕様書による。		
AS舗装 下層 10 以上 上層 20 以上		
AS舗装 セメント 9 以下 石 灰 6~18		
AS舗装 セメント下層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) 上層 2.9MPa以上 (30kgf/cm ² 以上) (I-1交通2.5MPa以上 (25kgf/cm ² 以上)) 石 灰 下層 0.7MPa以上 (7kgf/cm ² 以上) 上層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) (I-1交通0.7MPa以上 (7kgf/cm ² 以上)) CO舗装 セメント下層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) 上層 2.0MPa以上 (20kgf/cm ² 以上) 石 灰 下層 0.5MPa以上 (5kgf/cm ² 以上) 上層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上)		
AS舗装2.36mmふるい ⊕15% CO舗装2.36mmふるい ⊕10% AS舗装75 μ mふるい ⊕6% CO舗装75 μ mふるい ⊕4% 最大乾燥密度の93%以上 (AS舗) " 95%以上 (CO舗) 歩道は規格値の95%以上とする。 ⊕1.2%以内		
特記仕様書による。		

項目	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準	(参考) 規格 値	管 理 方 式	処 置	
(1) 盛 土	材 料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	<p>延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。</p> 	<p>1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特記仕様書による。</p>		
	施 工	土の含水比試験 砂置換法による土の密度試験	JIS A 1203 JIS A 1214					
(1) 基礎 (砂基礎等)	材 料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。	<p>締固めの規定 (JIS A 1210のA・B法) 締固め I 85%以上 締固め II 90%以上</p> <p>締固め度 =</p> $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100 (\%)$ <p>上記によらない場合は特記仕様書による。</p>			
	施 工	土粒子の密度試験 土の粒度試験 砂置換法による土の密度試験 土の含水比試験	JIS A 1202 JIS A 1204 JIS A 1214 JIS A 1203	<p>延長200m毎に1回。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。</p> 				

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
堤防工	(1) 盛土	材料	突固めによる土の締固試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
		施工	土の含水比試験	JIS A 1203	土量5,000m ³ 以上の場合は1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。
			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	高盛土の場合は監督職員の指示による。

(参考)規格値	管理方式	処置
<p>1. 乾燥密度で規定する場合</p> <p>JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、</p> <p>A・B方法 90%以上</p> <p>C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特記仕様書による。</p>		

3 石材関係

項目	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
捨石材 ・ 基礎割栗石材	材 料	圧縮強度	JIS A 5006	1. 採取場所及び材質が変わる毎に1回。 2. 重要な場合は特記仕様書による。
		見掛比重	JIS A 5006	
		吸水率	JIS A 5006	

(参考) 規 格 値	管 理 方 式	処 置
特記仕様書による。	<p>1. 記録の方法</p> <p>(1) 試験成績表は公的試験機 関の試験結果により取りま とめる。</p> <p>(2) 試験結果については結果 一覧表に整理する。</p> <p>2. 管理方法</p> <p>(1) 管理試験値が所定の値に 達しているかどうか検査 し、また、そのバラツキを把 握する。</p>	

4 アスファルト関係

工種	区分	試験 (測定) 項目	試験方法	試験 (測定) 基準
ア ス フ ア ル ト	(1) 材 料	針入度試験	JIS K 2207	当初及び製造工場又は規格の変動毎に製造工場に提出させる。 ※ アスファルト混合物事前審査制度の認定を取得している場合は事前審査認定書により確認。
		軟化点試験	JIS K 2207	
		伸度試験	JIS K 2207	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	
		引火点試験	JIS K 2207	
		薄膜加熱試験	JIS K 2207 (JIS K 2266-4)	
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	
		密度試験	JIS K 2207	
		高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A050	
		60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A051	
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057	
		石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
		細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	
		粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	
		ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	
ファイラーの水分試験	JIS A 5008			
ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205			
ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 A016			

(参考) 規格 値	管 理 方 式	処 置
舗装施工便覧参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表3. 3. 1 (2) ポリマー改質アスファルト 表3. 3. 3 (3) セミプロローンアスファルト 表3. 3. 4	1. 記録の方法 試験結果は、次により取りまとめる。 (1)材料及び混合物 試験結果は、所定の様式に取りまとめ、測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	1. 製造会社の試験成績書が設計と相違する場合は、協議の上適切な処置を行う。 現場配合の場合は、更に精査して配合等の処置を行う。 2. 加熱温度は、骨材、アスファルトの温度を検討してプラントにおける混合物の温度を調整し、また運搬距離、気象条件を検討して、舗設温度との調整を行う。
JIS K 2208 表2参照		
JISA5001 表2参照 表層・基層 表乾比重2.45g/cm ³ 以上 吸水率3.0%以下 舗装施工便覧 表3.3.17 による。 1.0%以下 4以下 50%以下		ファイアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をファイラーとして用いる場合。

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 A013	
		ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 A014	
		製鋼スラグの水浸膨張性 試験	舗装調査・試験法便覧 A018	
		製鉄スラグの密度及び吸水率 試験	JIS A 1110	
		骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		硫酸ナトリウムによる骨材の 安定性試験	JIS A 1122	
		粗骨材の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中に含まれる粘土塊量試 験	JIS A 1137	
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008	
		配合試験	舗装調査・試験法便覧	
		アスファルト量抽出粒度分析 試験	舗装調査・試験法便覧 G028	
		(2) プ ラ ン ト		

(参考)規格値	管理方式	処 置
3%以下		
1/4以下		
水浸膨張比 2.0%以下		
SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下		
すり減り量 砕石 30%以下 CSS 50%以下 SS 30%以下		
損失量 12%以下		
軟石量 5%以下		
粘土、粘土塊量0.25%以下		
細長、あるいは扁平な石片10.0%以下		
アスファルト量は±0.9%、粒度は 2.36mmふるい±12%及び75μmふる い±5%。 印字記録による場合は、舗装施工便覧 表10.5.1による。		

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
ア ス フ ァ ル ト	(2) プ ラ ン ト	温度測定(アスファルト、骨材、混合物)	温度計による	製造会社の試験報告書による。 現場混合は、1時間毎に行う。
		基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧 B008	製造会社の試験成績書による。 現場混合は、当初の2日間、午前、午後各1回、3個。
	(3) 舗 設 現 場	温度測定 (初期締固め前)	温度計による	トラック1台毎。
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	1,000㎡につき1個、最低3個以上

(参考)規格値	管理方式	処 置
配合設計で決定した温度		
110℃以上		
基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道等の場合は規格値の95%以上とする。		

5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係

(1) プレキャストコンクリート製品関係

種類	規格	試験方法	標準ロット数
無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	300本
遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)	JIS A 5372	JIS A 5372	直管 φ 150～ 350 500本 φ 400～1,000 200本 φ 1,100～1,800 150本 φ 2,000～2,400 130本 φ 2,600～3,000 100本 異形管、T字管、Y字管、短管 100本 曲管、支管 50本
遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A 5372	JIS A 5372	200本
プレテンション方式遠心力 高強度プレストレストコンクリ ート杭 (PHC杭)	JIS A 5373	JIS A 5373	外径 300～ 400 1,000本 450～ 600 700本 700～1,200 500本
コンクリート矢板	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000枚
鉄筋コンクリートフレーム 及び鉄筋コンクリートベンチ フレーム	JIS A 5373 JIS A 5372	JIS A 5373 JIS A 5372	500個
鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
舗装用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	2,000枚
コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩車道境界)	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個
コンクリートL形及び鉄筋 コンクリートL形	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	1,000個
組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
コンクリート積みブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個
建築用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	1,000個

試験 (測定) 基準	管理方式	処置
<p>(1) JIS製品 個数の標準ロット数以下の場合は、 製造業者の実施しているJISによる品 質管理の工場報告書により確認する ものとし、標準ロット数以上の場合 は、ロット数、又はその端数毎に、工 場における強度試験に立会うものと する。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、 形状については全数を、寸法 (又は重 量) については100個、又はその端数 毎に、1個を抽出して再検査するもの とする。 試験 (測定) 項目、方法等は種類に より異なり複雑であるので、必要な JISは前もって充分調べておく必要が ある。</p> <p>(2) JIS同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS外製品 別に定める規格により実施するも のとする。ただし、定めのないものは、 類似のJIS製品の品質管理の規定を準 用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が20点以上 の場合は管理図表による。 20点未満の場合は結果一 覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書による場合 は内容チェックをし、疑問があ れば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用し てはならない。</p>

(2) 鋼材関係

種類	規格	試験方法	試験項目
鋼管杭	JIS A 5525	JIS A 5525	寸法、外観、化学成分及び強度試験
H形鋼杭	JIS A 5526	JIS A 5526	寸法、外観、化学成分及び強度試験
熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	寸法、外観、化学成分及び強度試験
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	寸法、外観、化学成分及び強度試験
再生鋼材	JIS G 3111	JIS G 3111	寸法、外観及び引張曲げ強度試験
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ強度試験

試験(測定)基準	管理方式	処置
<p>(1) JIS製品 製造会社の品質試験結果（ミルシート）で確認をする。</p> <p>(2) JIS外製品 同一形状寸法で10～50tまでは10t毎に2本、50tを超える場合は50t毎に2本の割合で試験を行うものとする。ただし、10t未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。</p>		

6 その他の二次製品

種 類	規 格	試験方法	標準ロット数
ダクタイル铸铁管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75～ 250 200本
	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 300～ 600 100本
	JDPA G 1027	JDPA G 1027	φ 700～1,000 60本
			φ 1,100～1,500 40本
			φ 1,600～2,600 30本
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1, 000本
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1, 000本
強化プラスチック複合管	JIS A 5350	JIS A 5350	200本
銅 管	JIS G 3443-1	JIS G 3443-1	200本
	JIS G 3452	JIS G 3452	
	JIS G 3454	JIS G 3454	
	JIS G 3457	JIS G 3457	
	JIS G 3443-2	JIS G 3443-2	
農業用プラスチック被覆銅管	WSP A-101	WSP A-101	

試験 (測定) 基準	管 理 方 法	処 置
<p>(1) JIS製品 標準ロット数以下の場合、製造業者の実施しているJISによる品質管理の工場報告書により確認するものと、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法（又は重量）については、100個、又はその端数毎に、1個を抽出して再検査するものとする。</p> <p>試験（測定）項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要なJISは前もって充分調べておく必要がある。</p> <p>(2) JIS同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS外製品 別に定める規定により実施するものとする。</p> <p>ただし、定めのないものは、類似のJIS製品の品質管理の規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が20点以上の場合は管理図表による。 20点未満の場合は結果一覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。</p> <p>(2) 不合格になった材料は、使用してはならない。</p>